

ERCA
2022

2022 年度事業報告書



編集方針

本報告書は独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人環境再生保全機構 (ERCA) の業務運営の全体像を簡潔に説明するものとして作成した法定書類です。「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」を踏まえ、国民の皆様やステークホルダーの皆様への有用な情報を提供し、ERCA に対するご理解を深めていただくことを目的としています。

また本報告書は、環境省「環境報告ガイドライン 2018 年度版」及び「環境報告書の記載事項等の手引き (第 3 版)」を踏まえ、ERCA の環境配慮に関する考え方と活動状況を報告する環境報告書として位置付けています。環境配慮の取組を振り返り、活動の改善や取組の更なる向上に役立てることを目的としています。環境配慮の取組に関しては第三者意見をいただき、報告内容の信頼性向上を図るとともに、意見を踏まえた活動の改善に取り組んでいます。

報告の範囲

報告の対象期間は、2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までですが、必要に応じて当該期間の前後に関する記述も含まれています。なお、記載データ等のうち、時点日付の記載がないものは、2023 年 3 月 31 日時点の情報です。年 (年度) の表記は、原則として西暦を使用し、公的文書の引用等の場合は和暦を使用しています。

将来の見通しに関する特記

本事業報告書は見通しに関する記述が含まれています。これらの記述は、本書作成時点の判断に基づくものであり、リスクや不確定要素を含んでいます。今後様々な要因により、これらの見通しとは大きく異なる可能性があることをご承知置きください。



独立行政法人環境再生保全機構は、持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

目次

| | |
|-----------------------------|----|
| 理事長メッセージ | 3 |
| 理事長の理念及び運営上の方針及び戦略 | 5 |
| 機構の目的及び業務内容 | 6 |
| 沿革 | 7 |
| 価値創造ストーリー | 9 |
| 国の政策における機構の位置付けと役割・中期目標の概要 | 11 |
| 中期計画及び年度計画の概要 | 12 |
| 内部統制の運用状況 | 13 |
| 持続的に適正なサービスを提供するための源泉 | |
| ● 純資産の状況、財源の状況 | 15 |
| ● 環境配慮の取組 | 16 |
| ● 人材戦略 | 22 |
| ● ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン | 23 |
| ● 社会連携・社会貢献 | 24 |
| ● ステークホルダーとの対話 | 25 |
| ● 環境報告に関する第三者意見 | 26 |
| 業務運営上の課題・リスク及びその対応策 | 27 |
| 業務の適正な評価の前提情報 | |
| ● 公害健康被害補償業務 | 29 |
| ● 公害健康被害予防事業 | 31 |
| ● 石綿健康被害救済業務 | 33 |
| ● PCB 廃棄物処理助成業務 | 35 |
| ● 最終処分場維持管理積立金管理業務、債権管理回収業務 | 36 |
| ● 地球環境基金事業 | 37 |
| ● 環境保全研究・技術開発業務 | 39 |
| ● トピックス | 41 |
| ● 事業スキーム | 43 |
| 業務の成果と使用した資源との対比 | 44 |
| 予算及び決算の概要 | 46 |
| 財務諸表の要約 | 47 |
| 財務状態及び運営状況の理事長による説明 | 49 |
| 法人の基本情報・参考 | 50 |



新たな社会課題に 立ち向かう 環境政策のパートナー

独立行政法人環境再生保全機構
理事長 小辻智之

激動の社会情勢

2022年度は、新型コロナウイルスの影響が3年目に入り、新規感染者数は前年度に比べ急拡大しましたが、6月には訪日観光客の受け入れが再開され、3年ぶりに行動制限がない夏休みを迎えるなど国民生活は徐々に日常を取り戻しつつあります。一方でウクライナ危機の影響によりエネルギー価格や物価の高騰、円安の進行など、社会経済は激動の一年となりました。

2022年度は環境政策にも大きな変化がありました。カナダのモントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、2030年までの新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。同枠組では、2050年ビジョン「自然と共生する世界」を目指し、2030年までに、生物

多様性の損失を止め反転させ、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」を達成するため、23の目標が設定されました。中でも2030年までに、陸域、陸水域並びに沿岸域及び海域の少なくとも30%を保全する「30by30」が目標の一つとして定められ、我が国では陸域30%達成に向けて残り9.5%の保全地域を増やさなければならない状況にあります。

私たちの暮らしは生物多様性を基盤とする生態系サービスからの様々な恵みにより支えられています。こうした自然からの恵みを持続的に享受するためには、その源となる生物多様性を維持回復していくことが大切です。そしてこうした取組を社会全体で推進していくことが益々重要になっていくと思います。

ERCAの新たな取組

このような激動の2022年度、ERCAでは二つの新たなことに取り組みました。一つは、熱中症対策に関する事業です。環境省からの委託を受け、地方公共団体4団体における熱中症対策のモデル事業の支援と熱中症警戒アラートの検証、海外での熱波、熱中症対策の調査を行いました。

気候変動の影響により世界的に年平均気温は上昇しています。我が国の熱中症による死亡者は年間1000人を超える規模で推移しており、政府では、熱中症による死亡者数ゼロに向けて、2030年の死亡者数について現状から

半減を目指すことを中期的な目標として掲げています。極端な高温に対する備えの強化、熱中症警戒情報などにより、国民の熱中症予防行動の定着を図ることが喫緊の課題となっています。

2023年4月に気候変動適応法と環境再生保全機構法が改正され、熱中症対策を強化する仕組みが盛り込まれました。ERCAは法改正に伴い、2024年度から地方公共団体が行う熱中症対策のサポート等を実施していくこととなります。

もう一つの新たな取組は、サーキュラーエコノミーシステムの構築に関する研究の推進です。ERCAは2023年1月に内閣府戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の研究課題「サーキュラーエコノミーシステムの構築」の研究推進法人として指定されました。これに先立ち2022年4月から同課題のフィージビリティスタディを実施し、2023年度からの研究開発計画案を策定しました。

2027年度までの5年間に、プラスチックのサーキュ

ラーエコノミーシステム構築に向けて、素材、製品、流通、回収、分別、リサイクルの各事業者がデジタル技術によって効果的に連携し、循環配慮設計を行うことにより、高度なプラスチックのバリューチェーンを世界に先駆けて構築することを目指しています。

2023年度はこれら2つの取組が本格化し、ERCAの役割はこれまでの業務に加え、気候変動適応、サーキュラーエコノミーという新たな分野に拡大していくこととなります。

ERCAの将来像の検討

さて、私は、第4期中期目標期間の組織運営の重点項目として、「人づくり」を掲げています。今期中期目標では、「法人のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材の育成」がERCAに対して求められています。そこで、私は全部室長に対してERCAの将来像について検討するよう指示し、2022年7月から議論が始まりました。12月には部室長だけでなく、ほぼ全職員が参加するグループ討議も実施してもらいました。

検討された将来像では、ERCAは公害健康被害の補償をはじめとした人の命と環境を守る基盤的取組に加え、将来に向けてカーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブといった環境政策の野心的な目標に対し積極的な役割を果たし、環境省のパートナーとして、複雑化する社会の変化に対応し、あらゆる主体と協働しながら新しい価値を創出することで、環境・経済・社会の複合的な課題解決やSDGsに貢献する組織を目指すべきとされました。また、環境省を補完する役割として、政策立案に資する調査を行うシンクタンク機

能、補助金等の資金配分を行うファンディングエージェンシー機能、環境データを集積解析するDXセンター機能、地域の課題解決を推進する地域主体支援機能といった機能を2050年の目指す姿として描いてくれました。

こうしたERCAの取組を環境省幹部にご紹介したところ、ERCAの未来につながる道を探るべく、部室長メンバーと環境省の各部局の方々とが意見交換をする機会をいただくこととなり、私も環境省幹部の皆様へERCAの取組についてご報告する機会をいただきました。環境省の皆様からはERCAの将来像の議論について大変好意的に捉えていただき、ERCA・環境省双方の関係強化、発展を目指し、引き続き議論を継続していくこととなりました。

将来像の議論は単なる空論に終わらせることのないよう、今後は職員の一人一人が自分事として捉え、実践していくステージに移行していかなければなりません。また、社会課題の変化に応じて、随時更新し、継続的に検討していきたいと考えております。

新たな社会課題に立ち向かう

ERCAでは2023年度は地球環境基金事業30周年、2024年度はERCA創設20周年、公害健康被害補償制度創設50周年と節目の年が続きます。ERCAの組織や事業がこれほどの長きにわたり継続できていることは、国民やステークホルダーの皆様のご理解とご協力のおかげです。

石綿健康被害救済制度で手続をされたご遺族からこんなお手紙をいただきました。石綿健康被害救済部の職員の対応に対し、「貴法人の存在に多くの人々が救済されて来た、あるいはこれから救済されてゆく人々が居られると思うと、この国の行政の力にこの先の希望が湧いてま

いります。」大変なお褒めの言葉をいただきました。身が引き締まる思いがいたします。

ERCAは、これからも国民の皆様が必要とされる存在であり続けるため、国民の皆様へ寄り添い、不変の原点である、人の命と環境を守る取組を着実に進めてまいります。そして、あるべき将来に向けてバックキャストで物事を考え、新たな社会課題に立ち向かう人材を育成し、エンゲージメントを高め、多様なステークホルダーの皆様と連携・協働しながら新たな価値を創造する大きな社会変革の一翼を担ってまいります。

経営理念

私たちは、環境分野の政策実施機関として良好な環境の創出と保全に努め、地球規模で対策が必要となる環境問題に対し、機構が有する能力や知見を活用して、国内外からの様々な要請に応えることにより、真に環境施策の一翼を担う組織となることを目指します。

経営方針

- 職員の業績や能力を適正に評価し、環境施策のエキスパートの育成を図り、活気のある職場の構築を目指します。
- 良質なサービスを提供し、機構と関わりのある組織や人々との良好な信頼関係の構築を目指します。
- 関係法令、規程等を厳正に遵守するとともに、常に環境に配慮しつつ業務を遂行し、社会の範となるよう努めます。
- 公共性の見地から業務遂行の透明性を確保するとともに、組織と業務の効率的運営に努めます。

行動指針

機構の使命を果たすための行動

- 国の政策実施機関としての使命を自覚し、常に相手の立場を尊重して業務を遂行するとともに、関係法令を遵守し、倫理観をもって行動する。
- 幅広い知識・技術の向上に努め、内外のニーズに的確に応える。
- 常にコスト意識をもって計画的に業務を遂行する。

業務に取り組む姿勢

- 業務に自主的に取り組み、最後まで責任を持って遂行するとともに、新たな課題に挑戦する。
- 環境施策の一翼を担う組織の一員として、常に環境に配慮しつつ、業務を遂行する。
- 業務の効率性を高めることにより迅速かつ着実に業務を遂行し、明るく活気のある職場環境を作る。

シンボルマーク



デザインのモチーフ

青々とした空に「自然の風」が運んでくる「きれいな空気」、「流れる雲」をモチーフにデザインしています。

シンボルマークに込められた意味

今、ごくあたりまえのように感じている空気は、地球誕生後、何億年もの長い年月を経て現在の組成となりました。そうした「空気」を基盤として良好な環境の創出や保全を図り、健康で文化的な生活の確保や人類の福祉に貢献していく姿勢をマークに込めています。



法人の目的（パーパス）

現在・将来の国民の健康で文化的な生活を確保、人類の福祉に貢献する

独立行政法人環境再生保全機構は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済、研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活を確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（独立行政法人環境再生保全機構法第3条）

業務内容（ミッション）

良好な環境の創出と健全で豊かな環境の保全を図る

| | | |
|------------------|--|---|
| 公害健康被害補償業務 | 公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、納付義務者から汚染負荷量賦課金等を徴収し、認定患者に対する補償給付や公害保健福祉事業を行う地方公共団体に納付する業務 |  |
| 公害健康被害予防事業 | 公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、ぜん息等の発症予防、健康回復に資する調査研究、知識の普及、研修及び予防事業を実施する地方公共団体に助成金を交付する事業 |  |
| 石綿健康被害救済業務 | 石綿健康被害の救済に関する法律に基づき、中皮腫など石綿による健康被害者を認定し、医療費等の救済給付を支給する業務 |  |
| PCB廃棄物処理助成業務 | 中小企業が保管するPCB廃棄物を適正に処理するため、処理費用軽減にかかる助成金を交付する業務 |  |
| 最終処分場維持管理積立金管理業務 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、特定一般廃棄物最終処分場等の設置者が積み立てる維持管理積立金を管理する業務 |  |
| 地球環境基金事業 | 民間団体が行う環境保全活動に対する助成金の交付及び活動の振興にかかる調査研究、研修、情報提供を行う事業 |  |
| 環境保全研究・技術開発業務 | 環境政策貢献型の競争的研究費である環境研究総合推進費の配分、戦略的イノベーション創造プログラムの研究管理等を行う業務 |  |
| 債権管理回収業務 | 旧環境事業団から承継した債権の管理回収を行う業務 | |

私たちのあゆみ 私たちは変化する環境問題に常に向き合ってきました

1950～1960年代

公害問題の深刻化への対応

私たちのあゆみは、深刻化する公害問題への対応からスタートしました。我が国では1950年代から高度経済成長期に入り、工業化や都市化が進み国民の生活水準が向上した半面、公害による生活環境の悪化が深刻な社会問題となりました。

工場排水や大気汚染が原因で、水俣病、四日市ぜん息、イタイイタイ病といった健康被害も相次いで発生しました。

こうした中、1965年ERCAの前身である公害防止事業団が設立され、産業集中地域の公害防止を促進するため、工業地域と住宅地域を分離する緩衝緑地（グリーンベルト）や住工混在地域の解消を目的とした工業団地の整備を行う建設譲渡事業、公害防止設備導入資金の貸付事業などの業務を開始しました。

その後1967年公害対策を総合的・計画的に推進するため、公害対策基本法が制定され、騒音規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法が制定されるなど公害関係の法律が定められ、国の公害対策は強化されていきました。

公害対策基本法に基づき環境基準が設定され、各地で公害防止計画が策定されたほか、公害紛争処理制度や被害者救済のための公害健康被害者救済特別措置法（旧救済法）も制定されました。

1970～1980年代

公害問題の克服・都市生活型公害への対応

1970年代に入ると、公害問題を克服するため様々な対策が取られました。1970年には公害問題の議論が集中して行われた公害国会が開催され、公害関係の14法が制定されました。そして翌1971年には公害関係法を総合的に推進運用するため、環境庁が新設されました。また1972年四日市公害裁判の判決により企業側の責任が認められたことを契機として1973年には公害健康被害補償法が制定され、翌年同法の施行を受けERCAの前身である公害健康被害補償協会が業務を開始しました。

1980年代に入ると、石油ショック後の省資源・省エネルギーへの取り組みが進み、産業公害型の大気汚染が減少する一方で、都市・生活型の大気汚染が増加していきました。こうした大気汚染の状態の変化を受けて1987年には公害健康被害補償法が改正され、翌年第1種指定地域が解除されるとともに、公害健康被害予防事業が開始されました。

公害問題や環境問題は1970年代から世界的に表面化し、1972年に国連人間環境会議が開かれ、国際的な議論が活発になっていきました。1987年には、国連環境と開発に関する世界委員会により「持続可能な開発」の概念が提唱され、地球環境問題がこの頃から活発に議論されるようになっていきました。

1965

公害防止事業団

1974

公害健康被害補償協会

1965年
公害防止事業団設立
建設譲渡事業、貸付事業開始

1974年
公害健康被害補償協会設立
公害健康被害補償業務開始



公害健康被害補償予防協会

1988年
公害健康被害補償法第1種地域
指定解除
公害健康被害補償協会が
公害健康被害補償予防協会に改称
公害健康被害予防事業開始



1990～2000年代

地球環境問題・廃棄物問題への対応

1993年環境基本法が制定され、地球環境問題、廃棄物問題など国の環境政策は大きく変化しました。1992年にはブラジルで国連地球サミットが開催、1997年には気候変動枠組条約京都会議が開催され、翌年には地球温暖化対策推進法が制定されるなど地球温暖化対策が本格化することになりました。

また廃棄物対策も強化されました。1980年代後半からのバブル景気の消費生産の活発化により廃棄物が増加し、最終処分場の逼迫や不法投棄が社会問題化しました。対策として各種リサイクル法が制定されたほか、2000年循環型社会形成推進基本法が制定されました。こうした中、公害防止事業団は環境事業団に名称を改め、業務の幅を広げていきました。1993年に地球環境基金事業、1998年維持管理積立金管理業務が開始され、2001年にPCB廃棄物の処理業務も開始しました。

そして2004年、数々の環境問題に対応してきた前身法人を引継ぎ、私たちは独立行政法人環境再生保全機構（ERCA）として再スタートしました。また翌年には潜伏期間が30～40年と言われるアスベストによる健康被害が社会問題化し、これに対応するため2006年に石綿健康被害救済制度が創設され、認定等の業務をERCAが行うことになりました。

2010～2020年代

複雑化する環境経済社会課題への対応

2011年東日本大震災が発生し、除染や原子力規制など我が国の環境行政は大きな課題を抱えました。その一方で2010年代から世界では人類の生存にかかる地球規模の課題への対応が加速しました。2015年には国連で持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、同年気候変動枠組条約パリ協定が採択されたことにより、これらが世界共通の課題として取り組まれることになりました。このような中、2016年には環境政策貢献型の競争的研究費である環境研究総合推進費業務が環境省から移管され、また2023年から内閣府戦略的イノベーション創造プログラムの研究推進法人に指定され、ERCAは研究推進を通じて、環境経済社会課題の解決に取り組むことになりました。

2020年代に入ると炭素中立、循環経済、自然再興の実現が政策課題となり、現在これらの取組が活発化しています。

世界各地で気候変動の影響は深刻化しており、その対応は喫緊の課題となっています。地球温暖化の進行に伴い極端な高温の頻度と強度が増加することが予想されており、こうした状況に対応するため2023年4月に気候変動適応法等が改正され、ERCAは2024年度から熱中症対策の推進に取り組むこととなりました。

2004

環境事業団

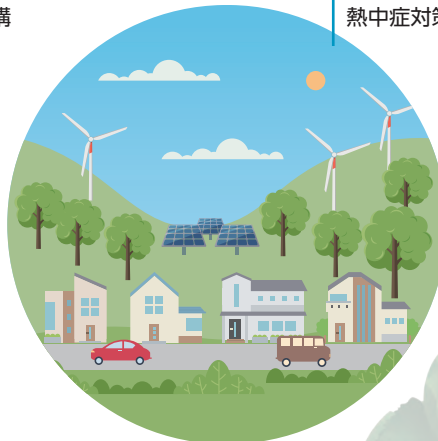
独立行政法人環境再生保全機構

1992年
公害防止事業団が環境事業団に改称
1993年
地球環境基金事業開始
1998年
最終処分場維持管理積立金管理
業務開始



2001年
PCB廃棄物処理助成業務開始
2004年
独立行政法人環境再生保全機構
設立
2006年
石綿健康被害救済業務開始
建設譲渡事業終了

2016年
環境研究総合推進費業務開始



2023年
戦略的イノベーション
創造プログラム研究推進法人指定
熱中症対策推進業務の追加

いのち・暮らし・つながる・みらい

カーボンニュートラル
サーキュラーエコノミー
ネイチャーポジティブ

複合的な社会課題

- | | |
|--------|---------------|
| 気候変動 | 生物多様性の損失 |
| 感染症の流行 | 大量生産・消費・廃棄 |
| 災害の激甚化 | 世界情勢の不確実性の高まり |
| 少子高齢化 | 脱炭素化の加速 |
| | デジタル化の加速 |

創出する社会的価値

公害
公正
ぜん
発症
石綿
受診

事業ドメイン 提供するサービス (P29 ~ P46)

- | | |
|------------|--|
| 公害健康被害補償業務 | 賦課金申告率 99.7% 賦課金収納率 99.9% |
| 公害健康被害予防事業 | 事業従事者研修上位 評価割合 97.5%* ¹ |
| 石綿健康被害救済業務 | 認定までの平均日数 168日 |

ERCAの ビジネスモデル

ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン (P23)

環境配慮の取組 (P16)

ガバナンス・内部統制 (P13)

社会連携・社会貢献 (P24)

リスク管理 (P27)

社会的価値の創出 社会課題への対応

財務

ステークホルダー

ERCAの 基盤

- | | |
|--------------------------------------|--------------------|
| ばい煙発生施設等設置者 | 約 8,100 事業者 |
| 公害健康被害予防事業参加者 (ソフト3事業) ^{※2} | 延べ約 10 万人 |
| 石綿健康被害救済法認定件数 (累計) | 延べ約 1.8 万件 |
| 地球環境基金助成活動件数 | 175 件 |
| 環境研究総合推進費実施課題数 | 161 件 |

財務資本

- 基金・預り金等
約 **3,0**
- 収入額
約 **47**

(注) 上記記載データは 2022 年度末実績である。

※ 1 令和 4 年度研修受講者アンケートの結果 5 段階評価で上位 2 段階までの評価をした割合 ※ 2 健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業 ※ 3 政府出資金、資本剰余金、石綿健康被害救済基金預り金、PCB 廃棄物処理基金預り金、預り維持管理積立金、納付財源引当金 ※ 4 補償給付費納付金及び公害保健福祉事業費の合計額 ※ 5 ソフト 3 事業の事業実施効果の測定・把握のための調査業務、ソフト 3 事業参加者の行動変容ありの割合 ※ 6 令和 4 年度石綿健康被害救済制度における制度利用アンケート集計結果「医療手帳の交付を受けて、以前よりも医療を受けやすくなりましたか」の間に「とてもそう思う」「そう思う」と回答した割合

人々が幸せに生きる サステナブルな未来へ

目指す姿

ウェルビーイング
& インクルージョン

サステナビリティ
& レジリエンス

ERCAの 将来像

SDGs 政策実施機関

の同時達成

健康被害者の
な保護
補償給付費等
315 億円^{※4}

息・COPD の
予防、健康回復
事業参加者行動
変容 **93.6%**^{※5}

健康被害者の
負担軽減
受診負担軽減度
81.9%^{※6}

PCB 廃棄物の期限内
無害化処理の促進
無害化処理重量 **338t**

埋め立て後の最終処分
場の管理継続
積立金払戻し **12 億円**

環境保全活動の自律
的な活動継続
実質の活動継続率 **96.3%**^{※9}

研究成果の社会実装
政策反映率 **73.8%**^{※10}

PCB 廃棄物処理助成業務
最終処分場維持管理
積立金管理業務
地球環境基金事業
環境保全研究・技術
開発業務

処理費用助成額 **27 億円**
積立金 **59 億円**

事後評価平均点 **7.8 点**^{※7}
事後評価上位評価割合 **98%**^{※8}

社会課題に対処し 新しい価値創造

- ・環境政策のパートナー
- ・新たな事業展開への挑戦

与えられたミッションを 着実に実施

- ・政策実施機関（エージェント）
- ・専門性の強化

人づくり
脱炭素化 デジタル化

業務管理力 顧客対応力
連携協働力
マネジメント支援力

人的資本

常勤職員 **148 名**
公害健康被害予防事業
人材バンク登録者
182 名

社会関係資本

賦課金徴収業務委託商工会議所 **156 箇所**^{※11}
石綿関連疾患診断医療機関 **2,036 病院**
環境省地方 EPO^{※12} との共同取組 **8 団体**

※7 外部有識者による事後評価 10 点満点中の平均点 ※8 外部有識者による事後評価 5 段階中上位 2 段階の評価を獲得した割合 ※9 助成事業に関するフォローアップ調査結果 (2022 年度) 「活動継続している」回答割合 ※10 2019 年度に終了した課題のうち環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された (見込を含む) 割合 ※11 委託業務に係る日本商工会議所からの再委託先 ※12 環境省地方環境パートナーシップオフィス

政策体系における ERCA の位置づけと役割

環境省の政策体系は地球温暖化対策の推進など 10 の柱から構成されていますが、環境省の政策体系と ERCA の各業務の対応関係、関連する主な政府方針は次のとおりです。ERCA は、中期目標管理法として主務大臣から指示された中期目標に基づき、中期目標を達成するための中期計画を作成し、主務大臣の認可を受けることとされています。

環境省政策体系

・環境基本計画

環境保健対策の推進

公害健康被害対策

公害健康被害
補償業務

公害健康被害
予防事業

石綿健康被害救済対策

石綿健康被害
救済業務

資源循環政策の推進

産業廃棄物対策

PCB 廃棄物
処理助成業務

廃棄物の不法投棄の防止等

- ・循環型社会形成推進基本計画
- ・PCB 廃棄物処理基本計画

最終処分場
維持管理積立
金管理業務

環境・経済・社会の統合的向上 及び環境政策の基盤整備

環境パートナーシップの形成

- ・環境保全活動、環境保全の意欲の増進
及び環境教育並びに協働取組の推進に
関する基本的な方針

地球環境基金
事業

環境問題に関する調査・研究・ 技術開発

- ・科学技術・イノベーション基本計画
- ・環境研究・環境技術開発の推進戦略

環境保全研究
・技術開発業務

第4期中期目標の概要

我が国は環境、経済、社会に関わる複合的な課題に直面している。世界的にも SDGs の採択など脱炭素社会に向けた時代の転換点にあること等を踏まえ、「地域循環共生圏」の創出など、持続可能な循環共生型の社会（環境・生命文明社会）の実現を目指すことが必要である。

このような社会の大きな転換点において、ERCA は①昭和 40 年代から環境政策の実施機関として多岐に渡る事務事業に取り組んできたことにより、豊富な経験やノウハウ、評価分析データ等を蓄積していること、②業務を適正かつ着実に遂行することにより、様々なステークホルダーからの信頼を獲得し、維持してきたことを強みとして最大限に活かし、環境行政の状況やニーズの変化に対応しながら、歴史的背景や経緯のある補償・救済などの担い手としての役割を果たしていくことが求められる。

これからの環境政策は、様々なイノベーションを引き起こし、それによって環境保全と経済・社会的課題との同時解決を図りつつ、新たなマーケットを創出していくこと、つまり環境政策がこれからの成長の牽引役となっていくことが重要とされている。ERCA には競争的資金の配分等を通じ、環境の保全に関する研究・技術開発等の分野において、これからの成長の牽引役となるような環境政策を実現する機関を目指していくことが、今後の課題であると考えられる。

中期計画・年度計画

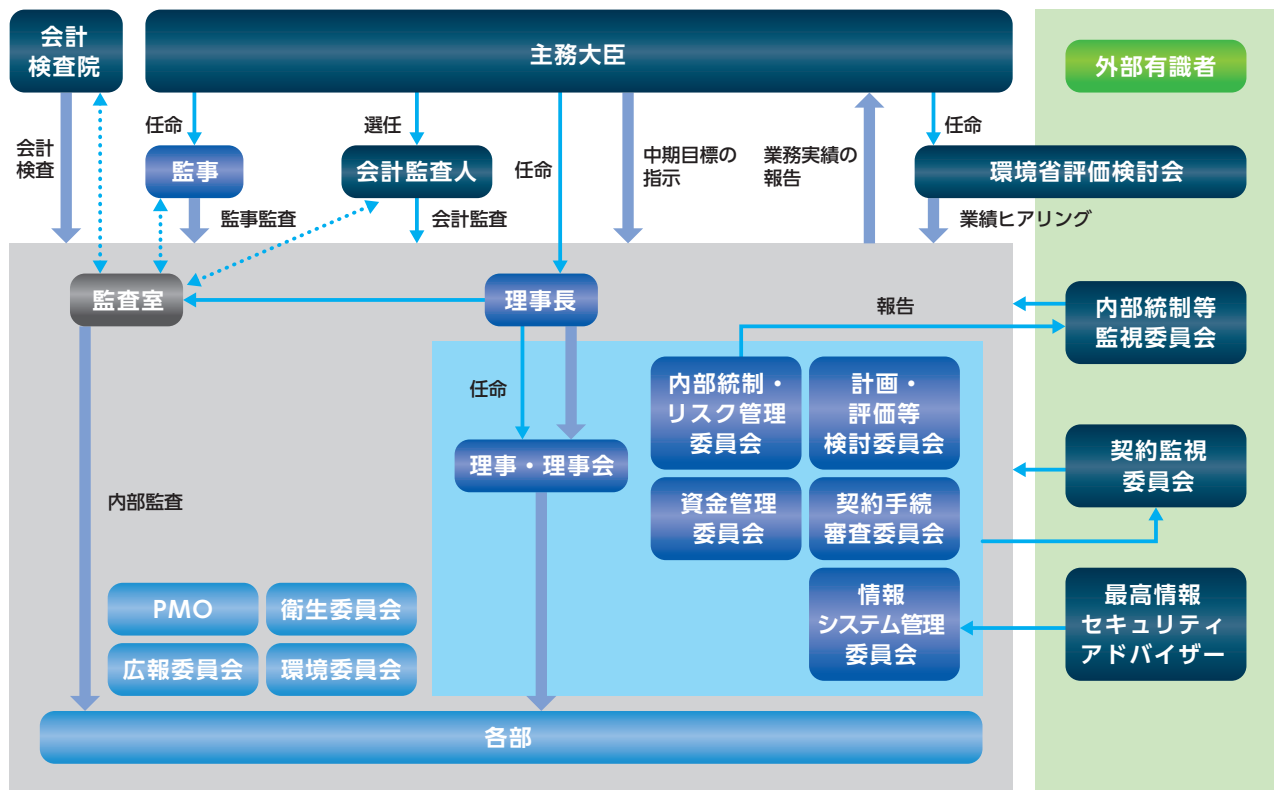
| 第4期中期計画と主な指標 | 2022年度計画と主な指標等 |
|--|--|
| I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 | |
| 公害健康被害補償業務 ○汚染負荷量賦課金の徴収率（申告率）：毎年度99%以上 ○汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率：毎年度99%以上 ○補償給付費等の納付業務を適正かつ効率的に実施 | ・ばい煙施設等設置者からの相談等への的確な対応 ・申告・納付の指導及び督励の実施 ・オンライン申告促進等による利便性の向上 ・地方公共団体への指導調査、公害保健福祉事業の事例情報提供 |
| 公害健康被害予防事業 ○調査研究の外部有識者評価において（5段階中）3.5以上 ○事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施 ○事業に必要な財源の確保と事業の重点化 | ・外部有識者評価の研究者へのフィードバック等 ・地方公共団体との意見交換、予防事業人材バンク活用等による事業内容の充実、効果向上 ・運用方針に基づく安全で有利な運用等 |
| 石綿健康被害救済業務 ○認定申請・請求から認定等決定までの処理日数：第3期実績（平均122日）を維持 ○石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知 ○納付義務者からの徴収率100% | ・判定申出前の積極的な医学的資料の収集 ・全国の保健所窓口担当者向け説明会等 ・効果の高い広報媒体による全国規模の広報展開 ・医療機関、学会等と連携した制度周知 ・法令に基づく適正な通知等の実施 |
| PCB廃棄物処理助成業務 ○透明性・公平性を確保した堅実な制度運営 | ・助成金交付等の適正な実施 |
| 最終処分場維持管理積立金管理業務 ○透明性・公平性の確保 | ・積立金管理の適正な実施 |
| 地球環境基金事業 ○助成終了1年以上経過後の活動継続率：第4期中に90%以上 ○助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価：（10点満点中）平均7.5点以上 ○長期間にわたり自主的に環境活動に参画する人材創出のためのユース世代を対象とした取組の強化 ○基金の充実のための助成活動の国民・事業者に対する理解促進 | ・助成終了後の継続性や発展性につながる助成要件の見直し、情報提供の支援充実 ・ヒアリング、現地確認等による助成活動の進捗確認、評価内容の次年度以降への活用 ・ユース世代を対象とした交流会、発表大会、研修等の実施 ・ホームページ、SNS等を活用した積極的な広報周知、個人・企業からの寄付獲得の取組 |
| 環境保全研究・技術開発業務 ○外部有識者委員会による事後評価においてより客観的・定量的な評価指標の検討、5段階中上位2段階の評定を獲得する課題数の割合70%以上 ○第3期中期目標期間中5年間の応募件数の水準以上を確保 ○革新的研究開発（若手枠）の応募32件以上/年を確保 | ・客観性・定量性を高めた評価指標における中間・事後評価の実施 ・プログラムオフィサーや職員による助言、情報提供等の充実 ・SIP研究開発計画の作成、体制構築 ・公募説明会の実施、効果的な広報 ・若手研究者採択枠の増、講習会等による若手研究者支援 |
| II. 業務運営の効率化に関する事項 | |
| ○経費の効率化 ○給与水準の適正化 ○調達の合理化 ○情報システムの整備・管理 | ・所要の削減を見込んだ予算作成・効率的執行 ・給与水準の検証・適正化と公表 ・調達等合理化計画に基づく取組 ・PMOの設置、情報システムの適切な整備及び管理 |
| III. 財務内容の改善に関する事項 | |
| ○財務運営の適正化 ○承継業務に係る適切な債権管理等 | ・適切な予算編成と資金運用 ・回収困難案件増を踏まえた適切な管理・回収 |
| IV. その他業務運営に関する重要事項 | |
| ○内部統制の強化 ○情報セキュリティ対策の強化、適正文書管理等 ○業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化 | ・内部統制基本方針に基づく取組 ・情報システム対策、研修・訓練の実施 ・働き方改革対応、研修等による人材育成 ・環境配慮の取組、災害対応の取組 |

詳細は第4期中期目標、中期計画、年度計画 (<https://www.erca.go.jp/erca/koukai/rules.html>) をご覧ください。

ガバナンス・内部統制の状況

独立行政法人通則法に基づき、業務の効率性、透明性の高い経営に取り組んでいます。関係法令を遵守するとともに、経営の重要事項を審議する理事会や各種内部委員会を設置し、業務の適正性を確保する体制を整えています。また、中期目標の達成状況について主務大臣が評価を行い、必要に応じて業務運営等の改善が命じられます。

ガバナンス体制図



内部統制の運用状況

独立行政法人通則法及び業務方法書の規定に基づき、内部統制の推進及びリスク管理に関する規程を整備しているほか、役員を構成員とする内部統制・リスク管理委員会において内部統制の点検や進捗管理を行っています。また、内部統制機能の有効性確認のため、監事や会計監査人の監査、外部有識者で構成する内部統制等監視委員会を設け、定期的に第三者による検証を受けています。

統制活動

統制活動として、半期に一度、理事長から全職員に対し訓示を行い、経営状況の振り返りや今後の経営の方向性についてメッセージを発出するほか、職員との意見交換会を行い、各業務の課題等について確認しています。また各業務に関連した諮問委員会等へ出席し、外部有識者等からの意見や助言を業務運営に活かしています。さらに理事長直轄の監査室による内部監査において、各業務の課題への対応状況について随時確認を行っています。

このほか内部統制担当理事が職員と個別面談を行い、業務運営上の課題等を把握し、内部統制・リスク管理委員会に報告しています。また、デジタル統括責任者の指示に基づき、PMOが情報システムの全体管理を行っています。

情報セキュリティ体制については、P27～28をご覧ください。

役員の状況

(2023年3月31日現在)

| 役職 | 氏名 | 任期 | 経歴 |
|-------------|--------|-------------------------------|--|
| 理事長 | 小辻 智之 | 2019年4月1日～ 2024年3月31日 | 全日本空輸株式会社総務部長 全日本空輸株式会社執行役員 ANA 福岡支店長 九州・ 沖縄地区担当 ANA ファシリティーズ株式会社代表取締役社長 |
| 理事 | 坂田 貴彦 | 2022年10月1日～ 2024年9月30日 | あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 専業営業開発部長 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社理事 業務品質向上 推進部長 あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式 会社 常務取締役 |
| 理事 | 田中 良典 | 2022年4月1日～ 2024年3月31日 | 環境省自然環境局国立公園課長 内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官 環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課長 |
| 理事 | 真下 秀明 | 2022年4月1日～ 2024年3月31日 | 大成建設株式会社本社原子力本部原子力部長 大成建設株式会社九州支店土木部長 大成建設株式会社本社技術センター理事 生産技術 開発部長 |
| 監事 | 斎藤 仁 | 2019年7月9日～ 2023事業年度財務諸表承認日 | 日本経済団体連合会事務局政治・社会本部長 |
| 監事 (非常勤) | 生田 美弥子 | 2019年7月9日～ 2023事業年度財務諸表承認日 | 弁護士法人北浜法律事務所東京事務所パートナー弁護士 (現職) |

職員の状況

常勤職員 148人（前期末比±0） 平均年齢 38.9歳（前期末 40.4歳）

このうち国からの出向者は6人、民間からの出向者は0人です。また2023年3月31日退職者は4人です。

会計監査人

有限責任あずさ監査法人

重要な施設等の整備等の状況

- ① 当事業年度中に完成した施設等 なし
- ② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充 なし
- ③ 当事業年度中に処分した主要施設等 なし



純資産の状況

1. 資本金の状況

(単位：百万円)

| 区分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 |
|-------|--------|-------|-------|--------|
| 政府出資金 | 15,955 | — | — | 15,955 |
| 資本金合計 | 15,955 | — | — | 15,955 |

2022年度末の資本金（政府出資金）は、15,955百万円であり、その内訳は公害健康被害補償予防業務勘定 6,072百万円、基金勘定 9,401百万円及び承継勘定 482百万円です。

2. 目的積立金の状況

2022年度は、目的積立金の申請を行っておりません。繰越積立金の取崩状況は、公害健康被害補償予防業務勘定において事業の財源等に充当するための、第3期中期目標期間の繰越積立金を4百万円取り崩しています。

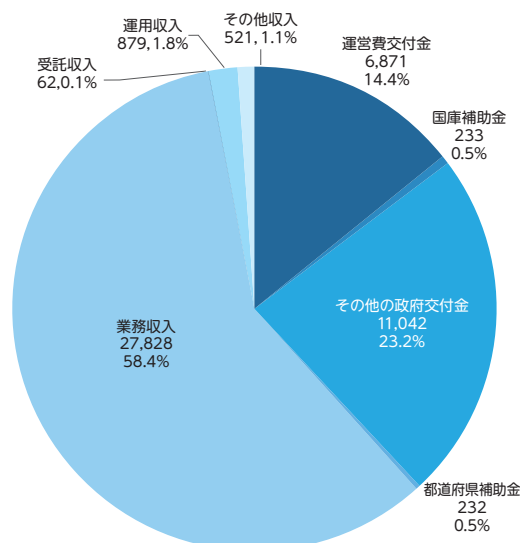
財源の状況

1. 財源の内訳

2022年度の法人単位の収入決算額は47,670百万円であり、その内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

| 区分 | 金額 | 構成比率 (%) |
|-----------|--------|----------|
| 運営費交付金 | 6,871 | 14.4 |
| 国庫補助金 | 233 | 0.5 |
| その他の政府交付金 | 11,042 | 23.2 |
| 都道府県補助金 | 232 | 0.5 |
| 業務収入 | 27,828 | 58.4 |
| 受託収入 | 62 | 0.1 |
| 運用収入 | 879 | 1.8 |
| その他収入 | 521 | 1.1 |
| 合計 | 47,670 | 100.0 |



2. 自己収入に関する説明

自己収入として、業務収入、運用収入等があります。

収入全体の6割を占める業務収入の内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)

| 勘定 | 概要 | 金額 |
|----------------|-----------------------------|--------|
| 公害健康被害補償予防業務勘定 | ばい煙発生施設等設置者等からの賦課金収入 | 25,729 |
| 承継勘定 | 建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の回収金等 | 1,966 |
| 石綿健康被害救済業務勘定 | 石綿健康被害救済基金造成のための特別事業主からの拠出金 | 133 |

環境配慮の取組



ERCAは、環境施策の一翼を担う組織として、業務及び日常活動において環境配慮の取組を推進しています。取組の基礎となる方針として、2006年に「環境配慮に関する基本方針」を定め、ERCAの業務運営に伴って発生する環境への影響の削減に努めています。

環境配慮に関する基本方針

ERCAは、環境分野の政策実施機関として、良好な環境の創出その他の環境の保全を図るため、あらゆる業務において、次に掲げる基本方針に従い、環境配慮を進める。

- (1) 業務における環境配慮と環境保全の効果の向上
業務の遂行に当たって、常に環境に配慮し、環境保全の効果の向上を目指し、継続的な改善に努める。
- (2) 法規制等の遵守と自主的取組の実施
環境関連の法規制等を遵守するとともに、自主的取組を実施し、より一層の環境保全を図る。
- (3) 環境への負荷の低減に係る目標の設定
省エネルギー、省資源及び環境物品等の調達に関する目標を設定し、環境への負荷の低減を図る。
- (4) 日常活動における環境配慮
全ての役職員の環境配慮に関する意識の向上を図り、業務遂行時はもちろんのこと、日常活動においても、常に環境配慮に努めるようにする。
- (5) 社会とのコミュニケーション
社会と広く双方向のコミュニケーションを図り、情報開示に努める。

実施計画

基本方針をもとに「温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める計画（以下「実施計画」という。）」において具体的な環境配慮の計画を策定し、職員による環境負荷の少ない業務の方法を模索しています。

2022年6月に環境省実施計画が見直されたことから、ERCAにおいても、2023年3月に実施計画の見直しを行いました。見直しに当たっては、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のために実施すべき措置について定める計画の実施要領」（2022年5月27日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に準じ、2020年度にERCAが賛同の意を示した川崎市の「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」の内容を踏まえて目標を設定しました。

| 対象期間 | 2030年度まで | |
|------------|--|--|
| 温室効果ガス | 電気使用量による温室効果ガス総排出量を2030年度までに2013年度比（基準年）で50%削減 | |
| 個別対策に関する目標 | 電動車の導入 | ERCAは公用車を所有していない。公用車の新規導入については2022年度以降全て電動車とする。 |
| | LED照明の導入 | 既存設備を含めたERCAのLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。 |
| | 再生可能エネルギー電力の調達 | 賃貸借契約を締結している民間ビルの管理会社と継続的な協議を行い、2030年度までにERCAが利用する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力となることを目指す。 |
| | 用紙の使用量 | 用紙の使用量を2030年度までに2013年度比で50%以上削減することに向けて努める。 |
| | 廃棄物の排出量 | 廃棄物の排出量について、2030年度までに2013年度比で30%以上削減すること及び廃棄物中の可燃ごみの量を2013年度比で増加させないように努める。 |

詳細はホームページ (<https://www.erca.go.jp/erca/guide/approach/pdf/sakuzyo.pdf>) をご覧ください。

事務所における環境配慮

ERCAの業務は事務所での業務のウェイトが高いことから、事務所内での照明等の電力消費量の削減、コピー用紙の使用量削減を通じた省資源、廃棄物の削減等、環境負荷の少ない業務運営に努めています。また、電気使用量の削減量から算出する温室効果ガス排出削減量をERCAが掲げる温室効果ガス削減目標としています。

2022年度の実績

| | 基準値 (2013) | 目標値 (2030) | 実績値 (2022) |
|---------|------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 温室効果ガス | 151.3t-CO ₂ | 75.7t-CO ₂ | 91.7t-CO ₂ |
| | 基準値 (2013) | 目標値 (2030) | 実績値 (2022) |
| 用紙使用量 | 1,947,000 枚 | 973,500 枚 | 1,168,754 枚 |
| 廃棄物排出量 | 10,078.5kg | 7,055.0kg | 6,441.3kg |
| 可燃ごみ排出量 | 451.0kg | 451.0kg | 434.7kg |

(1) 温室効果ガス排出量

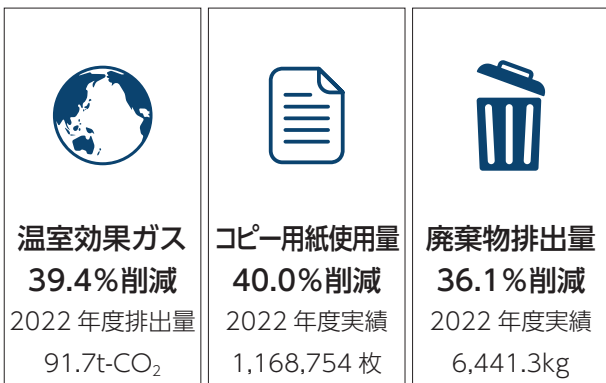
温室効果ガス削減量は、事務所の照明、コンセント、空調、サーバ室の電力量をCO₂に換算しています。^{*}
 2022年度の温室効果ガスの排出量は、91.7t-CO₂で、2013年度比で39.4% (59.6t-CO₂)が削減されました。
^{*} CO₂の削減根拠は、東京電力エネルギーパートナー株式会社の基礎排出係数を用いて算出しています。

(2) コピー用紙使用量

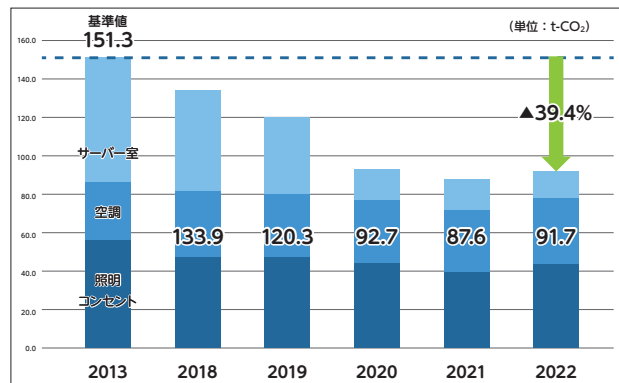
2022年度のコピー用紙使用量は1,168,754枚となり、2013年度比で40.0% (778,246枚)の削減となりました。
 2022年度には電子決裁システムを導入し、今後さらなるペーパーレス化の推進が見込まれます。

(3) 廃棄物排出量

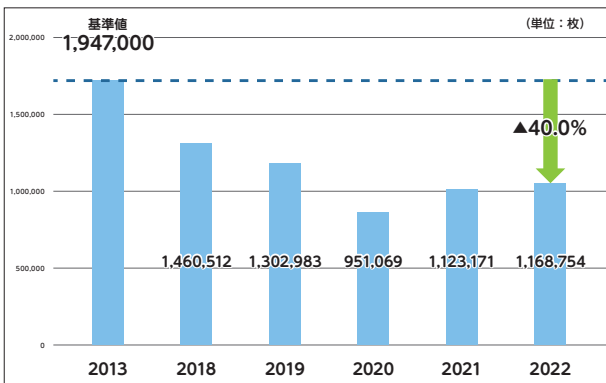
ERCAで排出される廃棄物は可燃ごみ、ミックスペーパー、段ボール、新聞紙、雑誌、ビン、缶、ペットボトル、発泡スチロール、粗大ごみ、不燃ごみ、蛍光灯、電池等に分類し、可燃ごみ以外はリサイクルとして活用されています。
 2022年度の廃棄物排出量は6,441.3kgで、2013年度比で36.1%減少、可燃ごみは434.7kgで、2013年度比で3.6%減少となりました。可燃ごみの削減に向けては廃棄物の分類方法の周知強化をすることにより、職員の分別廃棄の意識向上、排出削減につながりました。



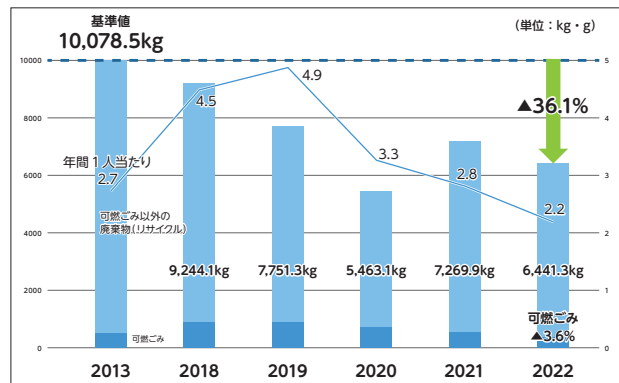
オフィスにおける環境配慮実績



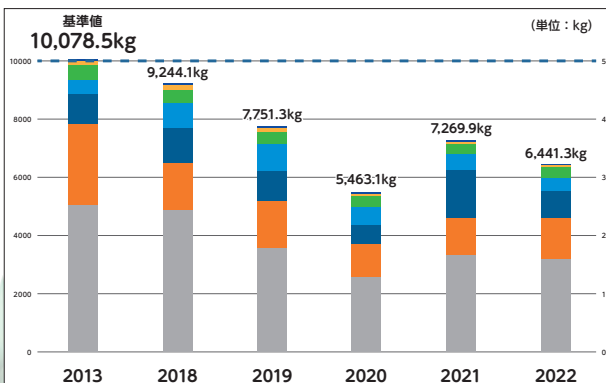
温室効果ガス排出量



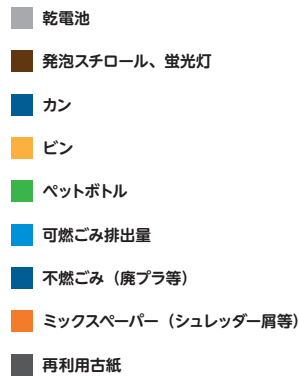
コピー用紙使用量



廃棄物排出量



廃棄物排出量の内訳



■ 役職員の移動やイベント実施における温室効果ガス排出量の把握

ERCA では電気、コピー用紙、廃棄物のほかに役職員の出張やイベント等の開催に伴う CO₂ 排出量の把握に努めています。

ERCA の事務所は公共交通機関の利用に至便な地にあることから公用車を有しておらず、すべての役職員の業務時の移動は可能な限り鉄道やバス等の公共交通機関を利用しています。2022 年度の役職員の移動や出張に伴う温室効果ガス排出量は次のとおりです。

2022 年度は前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響があったものの、対面形式の会議・イベントの回数増加により CO₂ 排出量の増加が見られました。2022 年度の会議・イベント等の参加者・委託先の移動にかかる利用人数は 704 名（前年度 118 名）となり、温室効果ガス排出量は 14.56t-CO₂（前年度 4.18 t-CO₂）となりました。また電気使用量は、2022 年度に開催した会議・イベント 55 件（前年度 17 件）に伴う温室効果ガス排出量です。

| | |
|------------------------------|------------------------|
| 役職員の移動 | 30.29t-CO ₂ |
| 職員の出張 | 17.72t-CO ₂ |
| ERCA の会議・イベント等の参加者・委託先の移動 | 14.56t-CO ₂ |
| ERCA の会議・イベント等の参加者・委託先の電気使用量 | 1.43t-CO ₂ |

「移動」を「エコ」に。

smart
move

温室効果ガス (CO₂) 算定方法

・電気使用量

2021 年度実績の基礎排出係数（東京電力エナジーパートナー株式会社）を用い、排出係数を暫定値としています。

・コピー用紙

ERCA のオフィスで使用したコピー用紙を対象に、原料採取から製紙工場における製品生産までの生産工程における CO₂ 排出量について算定しています。算定にあたっては、「カーボンフットプリント・コミュニケーションプログラム (CFP プログラム) 基本データベース Ver.1.01(国内データ)」における排出原単位を用いています。2020 年 3 月に CFP プログラムが終了し、データベースの更新はありませんでしたが、経年比較のため、同じ排出原単位を用いて算定しています。

・廃棄物排出量

ERCA オフィスで排出した一般廃棄物を対象にごみの種類別に算定して合計しています。算定にあたっては、「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース (Ver.3.3)」の排出原単位を用いています。焼却する廃棄物については「CFP プログラム基本データベース Ver.1.01(国内データ)」の排出原単位を用いて算出しています。CFP プログラムが終了し、データベースの更新はありませんでしたが、経年比較のため、同じ排出原単位を用いて算定しています。

・役職員の移動時に排出する CO₂ 排出量

役職員の通勤及び出張における鉄道・飛行機の利用に伴う 1 人当たりの CO₂ 排出量について、駅すばあと © による数値を用いて推定値を合計して算定しています（駅設備、信号機器等の電気使用に伴う CO₂ 排出量は対象外）。

・ERCA 主催の会議・イベント等に係る CO₂ 排出量

①会議等の参加者等の移動に伴う CO₂ 排出量 「カーボン・オフセットガイドライン Ver.2.0」に基づき、参加者及び事務局スタッフの移動における鉄道・飛行機の利用に伴う 1 人当たりの CO₂ 排出量を駅すばあと © による数値を用いて算定しています。

* 参加者の移動距離：各会議イベント等の内容・規模等から想定した平均的な距離

* 事務局スタッフの移動距離：所属先の所在地と会場までの距離

②会場の電気使用に伴う CO₂ 排出量

「カーボン・オフセットガイドライン Ver.2.0」に基づき、会議・イベント等における会場での電気使用に伴う CO₂ 排出量を合計して算定しています。

環境配慮実行計画自己点検集計結果

ERCA では環境配慮実行計画の進捗状況について、年 2 回職員による自己点検を行っています。
2022 年度は 2022 年 9 月と 2023 年 3 月に実施し、各項目の評価点の構成は以下のとおりです。

(単位：項目)

| | 2020 年度 | | 2021 年度 | | 2022 年度 | |
|-----------------|---------|------|---------|------|---------|------|
| | 1 回目 | 2 回目 | 1 回目 | 2 回目 | 1 回目 | 2 回目 |
| ◎ (4.1 点以上) | 29 | 29 | 29 | 30 | 28 | 30 |
| ○ (4.0 ~ 3.1 点) | 3 | 3 | 3 | 2 | 4 | 2 |
| △ (3.0 ~ 2.1 点) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| × (2.0 点以下) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | | |
|------------------|--------------|-------------------|
| 自己の意識レベル | 自己の取組状況 | 取組状況の評価 |
| 環境保全に重大な効果がある :3 | 既に取り組んでいる :2 | =自己の意識レベル×自己の取組状況 |
| 環境保全にかなり効果がある :2 | 更に取り組みが必要 :1 | |
| 環境保全に多少効果がある :1 | 取り組んでいない :0 | |

環境に配慮した物品及び役務の調達

(1) 環境物品等の調達 (グリーン購入)

紙類や文房具類、オフィス家具等の物品の調達についてはグリーン購入法 (国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律) に基づく環境物品等の調達を適切に実施しました。

- ① 特定調達品目の調達状況
 - ・ 目標設定を行う品目：100%達成
 - ・ 判断の基準を満たさない物品：なし
- ② 特定調達物品以外の環境物品等の調達
 - エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものの調達に努めました。
- ③ その他の物品・役務調達に係る仕様書に環境配慮物品に関する事項を記載
 - ・ 物品等の納入時はクラフト包装など簡易包装とする。
 - ・ 業務実施において環境物品等の使用を推進する。
 - ・ 特定品目以外の調達においても可能な限り環境配慮型物品の調達に努める。



(2) 環境配慮契約の契約状況

環境配慮契約法 (国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律) 並びに国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針 (2022 年 2 月 25 日閣議決定。以下「基本方針」という。) に基づき、温室効果ガス等の削減に配慮した契約 (以下「環境配慮契約」という。) の推進を図りました。

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車及び船舶の購入、省エネルギー改修事業 (ESCO 事業) 及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務のうち、独自に電気を受ける契約の締結や ESCO 事業については ERCA が民間ビルのテナントであることから該当はありません。また、自動車及び船舶の購入や建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務の発注並びに産業廃棄物の処理に係る契約締結の該当はありません。

その他の環境配慮契約として、2022 年度における物品やサービスの調達に当たっては、グリーン購入法に基づく環境物品等の調達を適切に実施しました。

詳細はホームページ (https://www.erca.go.jp/erca/chotatsu/kankyo_gaiyo.html) をご覧ください。

グリーンボンド等の購入

ERCA の経営理念に合致するものとして、環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたグリーンボンド、サステナビリティボンド及びソーシャルボンドを、2022 年度においては 145 億円購入しました。

また、社債の取得条件について、環境問題を担っている法人としての経営理念に照らして、債券格付の基準に加え、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等の観点による基準を設け、それらを満たす債券を取得対象とすることとしています。

債券取得基準

次のいずれかに該当するものを対象とする。

・グリーンプロジェクトのための債券 ・ソーシャルプロジェクトのための債券 ・その他環境負荷が相対的に低いとされる債券

用途の概要

| | |
|-------------------------|--|
| 再生可能エネルギー施設の導入 | 車両の EV 化、充電装置、蓄電池設置 |
| 信号の LED 化、干潟・藻場造成 | 太陽光発電設備、河川護岸・調整池の整備 |
| 途上国のインフラ整備、保健、教育、気候変動対応 | 空港の防災機能対策、ユニバーサルデザイン対応 |
| 老人ホーム、保育所、障がい者支援施設の整備 | 高速道路インフラ長寿命化、渋滞緩和効果に基づく CO ₂ 抑制 |

その他の環境配慮の取組

(1) 傘、エコバックのシェアリング

「ERCA のプラスチックごみ削減の取組」及び SDGs の取組（目標 12:持続可能な生産消費の確保）の一環として、傘、エコバックのシェアリングを行っ

ています。ERCA 事務所内の置き忘れ傘を共有傘として活用することで、新たなビニール傘を買わないように努めました。また、ERCA 職員が持ち寄ったエコバックを配置し、貸し出しを行っています。昼食時間のお弁当の買い物や、終業後の買い物等に自由に活用し、不要なレジ袋を受け取らないように努めました。



(2) 古着等のリサイクル

ERCA 職員の不要になった衣類や服飾雑貨、古本・CD、子供用おもちゃ等を持ち寄り、「ERCA リサイクル市」を開催して必要な職員へ譲る取組を行っています。リサイクル市で残った衣類等は「古着 de ワクチン」というプログラムに寄付し、開発途上国での再利用やワクチン寄付に活用されています。



(3) 環境関連情報の提供

昨年度いただいた第三者意見や、電力需給量のひっ迫を受け、役職員に家庭でできる省エネ・節電メニューを夏季、冬季にそれぞれ周知し、各自のライフスタイルに合わせて無理のない範囲での節電を依頼しました。また、2022 年度から役職員への地球温暖化対策に関する啓発として、グループウェアのインフォメーション機能を利用して環境関連情報を提供しました。



2022 年度の取組結果と今後の取組

2022 年度は、可燃ごみの削減目標は達成されましたが、電気使用量等の削減目標は達成されませんでした。今後はさらに環境配慮を促進するとともに、家庭における脱炭素型ライフスタイルの促進が必要となります。これらの状況を踏まえ、今年度も引き続き組織内の環境配慮の促進を図るためのコミュニケーションを活性化し、職員一人ひとりが自主的・積極的な行動を心がけるとともに、特に以下の4点の取組レベルの向上を目指すこととします。

- ① ERCA 実施計画における削減目標のうち、電気の使用による温室効果ガス排出量の削減について、2022 年度は前年度よりも排出量が増加し 2030 年度削減目標に届かないことから、節電の取組みを徹底
- ② ERCA 実施計画における削減目標のうち、用紙の使用量について、2022 年度は前年度よりも使用量が増加し、2030 年度削減目標に届かないことから、ペーパーレス化を一層推進するため、書類の電子化や電子決裁利用を徹底
- ③ ERCA 実施計画における削減目標のうち、可燃ごみの排出量の削減について、今後も継続して廃棄物を抑制する取組みを徹底するとともに、2018 年 11 月から実施している ERCA のプラスチックごみ削減の取組を推進するため、マイバック・マイボトルの利用を促進し、ペットボトル・レジ袋を削減
- ④ テレワークの継続及び年休取得の推進等による、ワークライフバランスの確保及び地球温暖化対策に関する研修や啓発による、役職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励

人材の育成

第4期中期計画期間中の組織運営のポイントは、「次世代の人材育成（人づくり）」です。職員研修の実施に当たっても、社会環境の変化等に的確に対応し、ミッションを達成することを通じて、環境・経済・社会に関わる複合的な課題の解決に貢献できる人材の育成に注力しています。具体的には、「機構のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材」と「様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材」の育成につながる研修として講義式ではなく、参加者同士が闊達な意見交換と傾聴を重ねる研修を実施することで、想像力、調整力、リーダーシップ力、マネジメント力等を養っています。

また、人材育成の一環として、職員の積極性を養うため、環境省等への出向については立候補制を取り入れました。引き続き、課題となっているデジタル化にも対応しつつ新たな価値を創造することで、より質の高い行政サービスが提供できるよう努めます。

〈職員研修の例〉

| | |
|---|--|
| <p>環境省重点施策等に関する勉強会 環境省から講師をお招きし、環境省の重点施策等に関する勉強会を実施しました。</p> | <p>情報セキュリティ研修 神奈川県警察本部から講師をお招きし、サイバー攻撃対策や情報流出防止対策に関する研修を実施しました。</p> |
| <p>四日市公害判決等に関する研修会 四日市の公害判決 50 年に当たり「四日市公害と環境未来館」で企画された企画展及び講演会と、コンビナート及び公害防止を目的とした緩衝緑地事業の見学を組み入れた研修会を実施し、職員の理解向上を図りました。</p> | <p>トピックス研修 熱中症対策に関する業務内容や今後の展望、ERCA の役割について、担当理事からの講義を行いました。</p> |
| <p>コンプライアンス・ハラスメント研修 コンプライアンスの遵守、ハラスメントの防止について再確認するとともに事例やケーススタディを用いた研修を実施しました。</p> | <p>等級別研修 管理職は管下職員の勤怠管理について取り上げ、外部講師からの講義を受講しました。一般職は、リーダーシップなどに関する外部研修を受講しました。</p> |
| <p>内部統制研修 内部統制の基本を再確認するとともに、職員が過去に経験した事務事故対応の体験談を参加者と共有し、リスク対応の理解を深めました。</p> | <p>環境専門性研修 組織の将来像を描き、様々なニーズに柔軟に応えられるようになるため、環境省が主催する環境問題史現地研修（西淀川、富山、四日市）や教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修等に参加し、幅広く環境問題に関する最新情報を学びました。</p> |

人事評価制度

ERCA では、職員が高いモチベーションを保ちつつ十分に能力を発揮し、組織全体のパフォーマンスを向上させることが重要であるという認識のもと、人事評価制度の運用に力を入れています。とりわけ、人事評価の過程で行われる評価者と被評価者とのコミュニケーションを重視しつつ、組織全体の活性化及び職員個人の成長を促すことで、主体性やリーダーシップの発揮、ひいては組織全体の底上げに努めています。一貫性のある評価システムの構築や職員の納得感向上につながる効果的なフィードバックにはまだ課題も多いですが、今後も、活気のある組織運営のため、透明性、公平性を担保した上でメリハリのある人事評価制度を活用しながら職員の士気を高め、最高のパフォーマンスが常時発揮できる組織を目指します。

ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン



ワーク・ライフ・バランスに向けた取組

業務効率化、超過勤務の削減、休暇取得の促進の取組が、CO₂削減にもつながる対策であることから、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進しています。2022年度は、1日単位で勤務時間（シフト）を変更可能とするなど柔軟な運用を行いました。

このほか年次休暇の時間単位取得制度、小学校6年生までの子供のための部分休業制度など各種制度を設けています。



くるみんマーク

厚生労働省より次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」として次世代認定マーク「くるみん」を取得しています。



トモニンマーク

仕事と介護を両立できる職場環境の整備に取り組んでいる企業が使用できる厚生労働省のシンボルマーク「トモニン」を取得しています。

ダイバーシティの推進

ERCA ではすべての人が働きやすい職場づくりを目指して、育児・介護休暇取得の促進や障がい者雇用などに取り組んでいます。2022年度は、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（2022年4月～2026年3月）を策定し、管理職に占める女性の割合を18%以上とする等の目標を設定しました。

ERCAの障がい者雇用、女性登用の状況は次のとおりです。

| | | |
|-------------------|------------|--------------|
| 障がい者雇用 | 法定雇用率を満たす | 5名雇用 |
| 女性登用の状況（2023年3月末） | 役員 | 1/6名（16.7%） |
| | 管理職（課長級以上） | 4/30名（13.3%） |

SDGs に関する取組

ERCAは2018年度に各部業務をSDGsの観点から見直し、ERCAの業務がどのゴールに貢献しているのかを整理しました。2022年度も引き続き、ERCAの各部業務をとおしてSDGs達成に貢献するとともに、次の点に注力しています。

| | |
|--|--|
| ①環境問題に関する知識普及、地域貢献 (地域の環境イベントや活動への参画等) | |
| ②オフィス内の環境配慮に関する取組 (環境負荷の低いオフィス環境づくり等) | |
| ③作る責任、使う責任に関する取組 (物品の新規購入控え、積極的なシェアリング等) | |
| ④ワーク・ライフ・バランスやジェンダー平等に関する取組 (公私の両立がしやすい職場づくり、採用時における平等な募集等) | |

社会連携・社会貢献



ERCA では広く国民の皆様へ ERCA の業務や環境にやさしい社会づくりについて知っていただくために環境イベントへの出展を行っています。また、事務所の所在地である神奈川県川崎市の環境イベントにも積極的に出展し、地域貢献に努めています。

2022 年度は、社会問題の一つであるプラスチック問題をより知ってもらうため、一年間のテーマをプラスチックとし、イベント等に出展しました。

エコプロ 2022

東京ビッグサイトで開催されたエコプロ 2022 に出展しました。プラスチックに関する環境研究総合推進費による研究成果や地球環境基金が支援する環境保全を行う NGO・NPO 団体の活動などについて紹介しました。校外学習で来場した学生たちには、プラスチックを取り巻く現在の社会問題や解決策、ERCA の取組などについて個別に説明し、理解を深めていただきました。



第 15 回川崎国際環境技術展

第 15 回川崎国際環境技術展に出展し、環境研究総合推進費の研究成果や ERCA の業務などについて紹介しました。また、環境研究総合推進費に興味を持っていただいた企業とマッチングの機会を設けました。



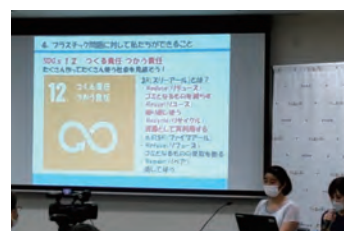
夏休み自由研究週間 ~子ども環境ワークショップ~・こども霞ヶ関見学デー

夏休みに行われた政府の令和 4 年度こども見学デー（オンライン）と川崎市の夏休み自由研究週間 ~子ども環境ワークショップ~において、小学生を対象に「プラスチックのプラス・マイナス」をテーマに講義を行いました。プラスチックの良い面、悪い面があることを知ってもらい、その上でどのようにすればプラスチックと上手に付き合えるのかを一緒に考えました。また、プラスチックがアートになることを知ってもらうため、ペットボトルキャップを使ってボトルキャップアートを作成しました。



東京新聞「おやこ SDGs 教室」

東京新聞主催「おやこ SDGs 教室」にて、プラスチックをテーマに講義を行いました。プラスチックの歴史やプラスの面、マイナスの面について、クイズを交えながら学んでもらい、プラスチックに対して、今日からできることは何かを一緒に考えてもらいました。また、参加者の皆様には講義を新聞形式でまとめてもらいました。



あらたな一歩@サステナブルひろば in ラゾーナ川崎

川崎市・東芝未来科学館・三井不動産主催の SDGs イベントに出展しました。『「プラスチック」と私たちの未来日記』をテーマに、世界で起こっている環境問題、特にプラスチック問題について学んでいただき、SDGs の目標達成年である 2030 年の今日に自分は何をしているのか、そしてその未来を実現するために今の自分ができることは何かバックキャスト型の日記を作ってもらいました。



第 10 回かわさき環境フォーラム

第 10 回かわさき環境フォーラムでは、『X'mas も環活しませんか？』作ろう学ぼう！エコ素材で作る「脱プラ」クリスマス」をテーマにおりがみやどんぐりなどプラスチックを使わないエコな素材を使ってクリスマスツリーを飾り付けました。最後に環境に対する自分の誓いと題して、クリスマスカードに今日から始める環境を守る誓いを書いて、クリスマスツリーに飾ってもらいました。



環境省災害廃棄物対策室への応援派遣

気候変動影響の一つとして、豪雨や台風の頻発化に伴い激甚化する気象災害が挙げられます。洪水や土砂崩れなどが原因で発生する災害廃棄物は、事前の備えと発災時の対応、関係者の協力による円滑な処理が課題となっています。

ERCA では 2022 年 9 月の「令和 4 年度台風第 14 号」及び「令和 4 年度台風第 15 号」の発災対応に関し、環境省災害廃棄物対策室に応援要員を派遣し、被災した地方公共団体の災害廃棄物の発生状況に関する情報収集などの支援を行いました。

ステークホルダーとの対話



ERCA は多様なステークホルダーと協力しながら業務を行っています。今後の業務をより良いものとしていくため、海外機関との交流やステークホルダーが参画する対話の場を設けています。

韓国環境公団 (K-eco) との定期会議

ERCA と K-eco は環境保全技術の協力及び情報交流を目的として、定期会議及び実務者会議を開催しています。2022 年度は定例会議及び実務者会議を韓国のソウルにおいて実施し、意見交換を行いました。実務者会議では、ERCA は「海外支援の実情」、K-eco は「社内ベンチャー」をテーマとして、ERCA からは地球環境基金の海外 NGO、NPO 団体への支援の事例について報告を行いました。



公害健康被害予防事業に関する連絡会

ぜん息や COPD 患者のニーズを把握し、今後の事業に適切に反映させるため、NPO や患者団体の代表との連絡会を設け、意見交換を行っています。2022 年度は 10 団体に参加いただき、活動報告を行うとともに、団体が考える患者の課題について情報提供を受けました。このほか、ERCA が複数の患者団体を訪問し、予防事業の事業展開等について意見交換を行いました。

地球環境基金事業ステークホルダーミーティング

北海道、九州の 2 地域において、EPO と連携し、地域の NPO、中間支援組織、企業、金融機関、環境省地方環境事務所の関係者が一堂に会したステークホルダーミーティングを開催しました。会議には、環境以外の分野で地域課題の解決に取り組む団体や企業も参加し、各組織が現在行っている取組や将来に向けての課題について情報共有しました。

環境報告に関する第三者意見 (P16～P25 部分)

千葉大学環境 ISO 学生委員会

千葉大学の学内組織として環境マネジメントシステムを運営する委員会。2003年に発足し、250名以上の学生が在籍している(2023年6月現在)。19年にわたり、学生主体で環境マネジメントの構築・運用、学内外でのSDGsに関する活動を行う。



千葉大学では、環境 ISO 学生委員会の学生が内部監査などの業務や大学のサステナビリティレポートの編集作成に携わっています。そのような私たちの立場から、環境再生保全機構(ERCA)の「環境配慮の取組」に関して第三者意見を述べさせていただきます。

環境配慮実績の記述に関して、昨年弊委員会が指摘させていただいた点である廃棄物排出量の内訳の記述も取り入れていただき、非常に見やすくまとまっていると感じます。その上で、表に示されている実績の目標値(2030年の値)をグラフにも記載すると、現時点での値と目標値との距離を視覚的に捉えることができ良いのではないかと考えました。また、「2022年度の実績」の表に関して、目標値(2030)と実績値(2022)の位置を入れ替えれば、時系列にデータが並ぶため、推移がわかりやすくなるのではないかと思います。

また、温室効果ガス排出量削減に対して、ここ数年の実績が横ばいとなっています。内訳を見ると、サーバー室の部門での効率化がすすんだものの、それ以外の空調、照明、コンセントといった部門の節電が必要となっていることがわかります。このための内部コミュニケーションを活発化されることに期待します。

次に、コピー用紙の使用量に関しては、2022年度は、基準値の2013年と比較して40%減少となっており素晴らしいと思います。ただ、2022年度は前年度に比べて、コピー用紙使用量が微増している点が気になりました。使用量削減のために、たとえば、コピー用紙1枚当たりの金額やCO₂発生量を掲示することや、目標値に到達するためには1年間でどのくらいの印刷を減らせばいいのかを提示するのも有効ではないかと考えます。

廃棄物排出量については、可燃ごみ以外の廃棄物はすべてリサイクルされている点、可燃ごみも減少している点が評価できます。廃棄物中の可燃ごみの量を2013年度比で増加させないという目標がありますので、可燃ごみ量だけのグラフを記載するともっとわかりやすいと思います。可燃ごみ量については、増加させないという目標から、減少させるという目標に進展させることも必要ではないかと思

います。また、「2022年度の取組結果と今後の取組」の項目において、プラスチックごみ削減の取組を推進するため、マイバック・マイボトルの利用を促進し、ペットボトル・レジ袋を削減すると記載されています。ペットボトル排出量や可燃ごみ中のプラスチックごみ量を把握して記載できれば、この取り組みの効果が把握できると思います。

目標設定の基準値を2013年にしていることについて、同じ値を基準値にすることで毎年統一的な比較ができる点は良いですが、2013年と現在ではコロナ禍の発生をはじめ社会の状況が大きく変わっています。そこで、2013年を基準値にするのと同時に、2020年や2021年の値を参考にした、コロナ禍後の新たな基準値を定めることも検討してはいかがでしょうか。そうすることによって、テレワークの継続などの環境上の効果も見えやすくなるのではないのでしょうか。

なお、役職員の移動やイベント実施における温室効果ガス排出量の把握をされている点も高く評価できます。この点について、今後、経年変化がわかるグラフも記載してもよいのではないかと思います。

環境配慮実行計画自己点検に関しましては、ほとんどの項目で◎(4.1点以上)を達成できている点が評価できます。ただし、この報告書の情報だけでは、どのような項目が改善し、どの項目の評価が悪かったのかがわかりません。評価点が○(4.0～3.1点)であった項目の内訳やその増減の内容を記載されるとわかりやすいと思います。

ERCA内だけの取組にとどまらず、グリーンボンド等の購入、役職員の家庭への働きかけも実施されている点も素晴らしいと思います。グリーンボンド等の購入による成果事例の紹介や、役職員に提供した環境情報事例の紹介など、さらに具体的に記載がなされれば、この環境報告が、さらに周りを巻き込んだ環境活動の普及・推進につながるのではないかと思います。

本報告書をきっかけとして、貴機構の取り組みが広く知られるようになるとともに、貴機構がSDGsの達成に向けた国内外の取り組みをけん引されることを期待しております。

リスク管理の状況

リスク管理体制

ERCA は国民の皆様様の個人情報や補償給付費など国民サービスに直結する資金を取り扱う業務を行っています。業務遂行にあたって障害となり得る ERCA 内外の諸要因をリスクとして識別、分析及び評価して、当該リスクに適切に対応することとしています。日常的な業務運営においてリスク管理を行うとともに、各種委員会を設け、内部統制・リスク管理の取組推進、定期的な検証を行うとともに監査による点検を実施し、リスクの対応に努めています。体制図は P13 をご覧ください。また各業務の課題等については、各業務のページをご覧ください。

内部統制等監視委員会

外部有識者と役員を委員とする内部統制等監視委員会を設置し、内部統制・リスク管理の推進状況について報告を行い、毎年度検証を受けています。

契約監視委員会

監事及び外部有識者を委員とする契約監視委員会を設置し、競争性のない随意契約、一者応札・応募、複数年度契約及び調達等合理化計画について点検・見直しを毎年度受けています。

情報システム管理委員会

役員及び部長を委員とする情報システム管理委員会を設置し、情報システム整備やサイバーセキュリティ対策、情報セキュリティ教育について審議しています。

内部統制・リスク管理委員会

理事長及び理事を委員とする内部統制・リスク管理委員会を設置し、半期ごとに事務事故や外部意見等の各種報告・通報制度の状況を把握、分析、共有し、リスク対策や再発防止策等について審議しています。

契約手続審査委員会

理事等を委員とする契約手続審査委員会を設置し、調達案件の公正性を確保し、契約手続の厳格化を図るため、事前審査を行っています。

各種報告制度の運用

ERCA では事務事故につながりかねなかった事例、組織として共有すべき問題やミス、事前にリスクの顕在化を防いだ事例を共有することにより、業務改善や類似事案の発生防止につなげるためのヒヤリハット事例登録制度、リスク顕在時に速やかな情報共有と原因分析、再発防止策を図る取組として事務事故報告制度、国民の皆様から寄せられる苦情や賛辞、要望などを組織内に共有する仕組みとして外部意見等報告制度を運用しています。2022 年度は管理職と一般職の役割に応じた内部統制研修を行いました。また、業務改善の優良事例を表彰し、報告制度の取組の推奨を図りました。

日常的モニタリング

ERCA では各部において業務に内在するリスクを顕在化させない取組を業務フローの中に組み込むことによって、日常的モニタリング実施体制を構築しています。モニタリングにより不備等が見つかった場合には、必要に応じて関係者へ報告・共有、原因分析・調査を行い、業務フローの改善を図ることとしています。

2022 年度は各部において業務フローの点検見直しと各部において作成している業務マニュアルの棚卸しを実施しました。定期的な業務フローやマニュアルの見直しを通じて、手順の確認共有、事務リスクの低減を図っていくこととしています。

ERCAの3大重要リスクへの対応

ERCAでは業務フローの明確化によって内在化するリスクを把握するとともに、そのリスクが顕在化した際にERCAの資産毀損や信用失墜など影響度の高いリスクを重要リスクとして選定し、その中でも影響度が甚大な「機微な個人情報の漏えい」「情報セキュリティインシデント発生」「金融資産の毀損」を3大重要リスクとして定め、重点的にリスク対応を行うこととしています。

機微な個人情報の漏えい防止

ERCAでは機微な個人情報を取り扱っており、外部からの侵入や不正持ち出し、業務遂行上のミスによる情報流出などの個人情報漏えいを未然に防いでいく必要があります。「保有する個人情報の保護管理規程」や「保有個人情報等の取扱いに係る業務の外部委託に関する達」その他関連するマニュアル等を整備するとともに、各種契約における個人情報取扱いの点検や個人情報保護研修を実施し、個人情報管理の徹底を図っています。

情報セキュリティインシデントの発生防止

情報漏えいやサイバー攻撃被害等の情報セキュリティインシデントの発生は、業務停滞やERCAの信用失墜につながる重大なリスクです。ERCAでは政府機関等のサイバーセキュリティ対策の統一基準に基づき「情報セキュリティポリシー規程」や「情報セキュリティ実施手順書」を整備し、各種セキュリティ対策を行うとともに、全役職員を対象に情報セキュリティ研修や不審メール訓練等を実施し、情報セキュリティ水準の向上を図っています。また、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)を組織し、情報セキュリティインシデントに対応する体制を整備しています。

金融資産の毀損防止

ERCAは約3,000億円の金融資産を有しており、その毀損は各業務で行う国民サービスの低下に直結することになります。ERCAでは「資金の管理及び運用に関する規程」を定め、金融機関の経営状況や健全性、金利変動に伴うリスクに関し、資金管理委員会でモニタリングするなど金融資産の毀損リスクを未然に防ぐ取り組みを行っています。

コンプライアンスの推進

ERCAではコンプライアンスを単に法令遵守だけでなく、広くステークホルダーとの関係において、「ERCAの使命を果たすため、役職員をはじめ業務に携わる者として誠実に行動すること」と定義し、職員の行動方針としてコンプライアンスマニュアルを定めています。役職員を対象にコンプライアンス・ハラスメント研修を実施するとともに、コンプライアンス・チェックシートによる確認を実施し、全役職員にコンプライアンス遵守の徹底を図っています。

またコンプライアンス上の違反行為を未然に防止するために、ハラスメント相談員や職員が法令違反等を通報できる内部通報窓口、外部の方が通報できる外部通報窓口を設置しています。

詳細はホームページ(https://www.erca.go.jp/erca/guide/c_manual/index.html)をご覧ください。



業務継続計画 (BCP)

ERCAでは、大規模災害や感染症流行時における業務継続のため、業務継続計画(BCP)を策定しています。2022年度はBCPや各種防災マニュアルの見直しを行うとともに、今後起こりうる大規模災害や感染症流行の際に柔軟に対応していくため、マニュアルを全面的に改定しました。また、全面改訂を行ったBCPを基に、災害対策本部員が参集し、実効性を確認するための訓練を行いました。

公害健康被害補償業務

用紙申告、FD・CD申告のみならず

ぜひ2023年度から

オンライン申告 はじめてみませんか

おかげ様で
オンライン申告率は

74%!



オンライン申告のススメ
(YouTube 動画: 約3分)

「算定様式なし」のみならずへ

フォームに入力して送信するだけ!

オンライン申告システム【オンライン申告(算定様式なし用)】を新設しました!

業務概要

1950年代から60年代、日本経済が急速な成長を遂げた一方で、工場等が排出するばい煙、汚水等が、工場周辺の地域住民に大きな健康被害をもたらしました。このような状況下、1971年から1973年にかけて、いわゆる「四大公害裁判（新潟水俣病、四日市ぜん息、イタイイタイ病、水俣病）」の判決が出され、企業側の責任について厳しい追及がありました。裁判による解決は因果関係の証明が難しく、長期化による患者救済の遅れ、企業に多額の賠償負担が生ずる課題がありました。こうし

た課題を背景に民事責任を踏まえた損害補償制度として1974年に施行されたのが公害健康被害補償制度です。

ERCAでは、公害健康被害補償制度に基づき、公害健康被害者（被認定者）の補償給付等に必要な費用の8割を、硫酸化物を排出する工場等（事業者）から「汚染負荷量賦課金」等として徴収し、それを公害に係る健康被害発生地域の地方公共団体に納付する業務を行っています。なお、被認定者への支給は、地方公共団体から行っています。

私たちが大切にしていること

全国約3万人の被認定者に対して、確実な補償給付を実施していくことが私たちの責務であり、常にその方々を意識して丁寧かつ誠実に業務を遂行しています。

公害健康被害補償制度を安定的に運用するため、事業者へ本制度の趣旨等を丁寧に説明し理解を得ることで、

確実に補償給付費等の財源を確保し、制度の適正性・公平性を維持していきます。

また、申告書類に誤りがないか確実な審査をし、詳細を確認するために事業者に対して実地調査を行うなど、適正な申告となるよう努めています。

事業者からの問合せにも真摯に対応し、汚染負荷量賦課金申告・納付における利便性向上に向けたDX（デジタルトランスフォーメーション）推進に取り組んでおります。

成果・課題

2022年度においても、必要な財源となる汚染負荷量賦課金を確実に確保することができました（申告率99.7%、申告額に対する収納率99.9%）。

申告及び納付が的確に行われるよう、例年各地の商工会議所で開催していた申告納付説明・相談会は、事業者アンケートの結果や社会情勢の変化に合わせ、ICT（情報通信技術）を活用した動画配信形式に変更し実施しました。また、納付業務システムに係る各地方公共団体への研修においても、ナレーション付き説明資料を用いて、要望のあった全ての担当者（56人）を対象に、オンラインで研修を開催しました。

また、紙で保管していた事業者への臨場記録、事業者の承継状況及び督促関係資料の電子化を行いました。電子化により検索の迅速化を進め、審査・調査業務及び督促業務の効率化を図りました。さらに、これまで冊子で配布していた申告関係書類をホームページに掲載し、ペーパーレス化による環境配慮や印刷に係るコスト削減を進めました。

このほか、四日市の公害判決50年に当たり行われた「四日市公害と環境未来館」の企画展及び講演会に合わせ、過去の歴史と当時の公害対策の取組及びコンビナートの現状を組み入れた研修会を、四日市市と連携して実施しました。職員の公害健康被害補償制度に対する理解と説明責任を果たすためのスキルアップを目的に、環境行政の原点である公害行政とステークホルダーに対する理解を深めるとともに、人材育成と意欲向上にもつながる取組となりました。

将来展望

公害健康被害補償制度が開始され2024年で50年となります。硫黄分の少ない燃原料への転換等により、大気汚染の指標とされた硫酸酸化物の排出量は変化してきています。

このような状況の中で、被認定者の補償給付に必要な汚染負荷量賦課金を安定的に確保し、透明性のある持続可能な形で継続できるよう取り組む必要があります。

また、社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ、事業者の利便性・効率を高める取組や、地方公共団体の事務処理

ERCAでは、オンライン申告の利用を事業者に勧めています。第3期中期目標期間最終年度の2018年度に65%であったオンライン申告率は2022年度には74%となりました。

デジタル化が進む中、さらに事業者の利便性向上のため、Webフォームに入力する方式のオンライン申告システムを新設しました。これにより以前より簡単に申告ができるようになります。引き続きデジタル化を加速させ、オンライン申告100%を目指していきます。



新設された申告フォーム入口
(オンライン申告システムログイン後TOP画面)

事業者からの汚染負荷量賦課金に関する問合せについては、新しくチャットボット（チャット問合せ機能）やRPA（Robotic Process Automation）などのICTを活用し、DXの実現による利便性や情報発信の向上に努めてまいります。

の適正化・効率化を図るための施策を今後も継続していきます。

さらに、環境行政の不変の原点である公害について、教科書で知る歴史上の出来事にならぬよう、ステークホルダーとの関係性を大切にしながら、現在の若者や未来の世代に継承していくことが大切であると考えています。

公害健康被害予防事業

ゼーゼー・ヒューヒューする すぐ息切れがする 今使っている薬あってるのかな？ 呼吸が苦しい

こきゅうはい〜よ

気になる方は… ☎ 0120-598014へお電話を。

ぜん息・COPD 無料 電話相談室

受付/月～土（祝日を除く）10:00～17:00

業務概要

公害健康被害予防事業（以下「予防事業」という。）は、大気汚染の影響による健康被害の予防に寄与するため、従来から国や地方公共団体が行っているぜん息等に対する対策や大気汚染の改善に関する施策を補完し、地域住民の健康の確保を図ることを目的として、1988年度から事業を実施しています。

予防事業は、ERCAが自ら行う「直轄事業」と、事業を実施する地方公共団体への「助成事業」からなっており、大気汚染の影響による疾病が多発した旧指定地域41地域と、これに準ずる地域として定められた6地域で、その後一部市町の合併により、現在計46地域で実施しています。

事業実施に必要な経費は、事業者からの拠出金及び国からの出資金により造成された公害健康被害予防基金の運用により得ることとされています。近年の市中金利の

低下の影響を受けて、事業実施の原資となる運用益が減少していることから、更なる事業の重点化・効率化を図ることにより、予防事業を適切に推進していくことが求められています。

第4期中期目標期間では、国からの「自立支援型公害健康被害予防事業補助金」や目的積立金により財源の確保を図りながら、地方公共団体が行う「健康相談」「健康診査」「機能訓練」のソフト3事業を中心に、地域住民のぜん息等の発症予防や健康回復のための事業を実施しています。調査研究では、小児ぜん息児のためのICTを活用した自己管理支援や、高齢者を含む成人ぜん息患者の治療実態調査、COPDの重症化予防調査等の保健分野のほか、大気環境改善の分野の調査も実施しています。

私たちが大切にしていること

予防事業を着実に実施していくには、ERCAが核となり、地域住民、地方公共団体、医療従事者等を有機的につなげ、相互に連携を図っていくことが重要です。そのためには、予防事業の実施主体である地方公共団体と参加主体である地域住民の両面からのニーズ・課題を複眼的に捉えるとともに、それらに対応できるよう事業への転換を図るなど、適時・的確な伴走支援により促進していくことが、ERCAの果たすべき大切な役割だと考えています。

また、継続的かつ安定的な予防事業の推進のためには、

「人材の育成・人材の活用」が不可欠です。このため、地方公共団体の事業担当者や、患者教育に従事する看護師・理学療法士等の医療従事者を対象とした研修を積極的に実施しています。研修を修了した医療従事者は「予防事業人材バンク」（以下「人材バンク」という。）に登録いただき、地方公共団体が実施する健康相談事業等の講師として活躍いただくなど、予防事業を担う人材の育成とその活用を両輪として積極的に進めていくこととしています。

成果・課題

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、地方公共団体において対面等で行ってきた健康相談事業や、水泳訓練教室、呼吸リハビリテーション教室といった機能訓練事業の実施が困難となる状況が続くなか、2022年度は、これまで以上に地域住民や地方公共団体からのニーズ・課題の把握に努め、お互いが「協働」して予防事業を推進していく取組を開始しました。

具体的には、地方公共団体で予防事業に携わる人員の不足や住民ニーズの把握が困難という声を受け、地域で活動する患者団体・NPOと地方公共団体とが連携して予防事業を進めている取組を好事例モデルとしてマニュアル化し、他の地方公共団体へ横展開を図るための施策を開始したところ です。

また、複数の患者団体との意見交換により、小児や炎症度の強いぜん息患者でも呼吸機能の自己管理に活用しやすいとされる一酸化窒素ガス分析装置を用いた新たな事業展開への要望を受けたことから、患者団体と協働で、当該分析装置を用いた「呼気中一酸化窒素濃度 (FeNO) 測定体験会」を実施するとともに、「呼吸筋ストレッチ体操教室」及び専門医による講演会も同時開催しました。この際、人材バンク登録の理学療法士及び看護師を講師として選任したことにより、人材バンクの更なる活用を促進しました。本事業には、関心の高い地方公共団体担当者にも視察いただいております。今後、より広く共有・展開を図っていくこととしています。

さらに、従来より地方公共団体に対し、人材バンクを活用した医療スタッフの派遣と事業ノウハウの補助等をワンパッケージで行う「パッケージ支援事業」を実施してきました。2022年度は、患者団体から要望があった一酸化窒素ガス分析装置を複数台取得し、新たなパッケージ支援のメニューに追加しました。

人材育成のために実施している地方公共団体の事業担当者や看護師・理学療法士を対象とした研修については、クラウド型の学習管理システムを導入したことにより、受講管理の効率化、受講定員枠の撤廃など、受講環境の向上を図りました。また、学会と連携し、「呼吸ケア指導士」及び「小児アレルギーエドゥケーター」の資格取得に必要な単位としての認定を受けるなど、研修事業の拡充により、研修修了者の活躍の幅が大きく広がることとなりました。

ぜん息・COPDのための生活情報誌「すこやかライフ」には、最新情報として、近年改訂されたぜん息に係るガイドラインのポイントを解説・特集したほか、編集委員の医師による情報コラムを月2回ウェブサイトに掲載し、時期に応じた情報の発信を行っています。

このほか、2022年度は予防事業の対象者と熱中症による被害者の共通性に鑑み、環境省の熱中症予防対策事業を受託し、熱中症対策に取り組むモデル自治体に対する支援を行うとともに、海外における高温による被害の現地ヒアリングを行いました。こうした事業を通じて、地方公共団体との更なる連携、ぜん息・COPD患者の健康増進や増悪防止につなげることができました。

今後とも、予防事業の拡充を図るため、新たな事業への取組・情報収集を積極的に行っていくことが必要だと考えています。



患者団体との協働で実施した FeNO 測定体験会



多くの方に参加いただいた呼吸筋ストレッチ体操教室

将来展望

今後も新型コロナウイルス感染症との共生を見据えながら、地域住民や地方公共団体が行う予防事業をサポートするため、各主体をつなげ、連携・協働を図る事業への展開や、オンライン事業の更なる拡充、他疾患に関する事業との連

携など、ERCAにおける事業メニューを状況に即して検討し、継続的・安定的に予防事業の推進をしてまいります。

石綿健康被害救済業務

知ってほしい、
石綿〈アスベスト〉
健康被害救済制度
のこと。



業務概要

石綿（アスベスト）は、かつては「奇跡の鉱物」などと言われて重宝され、長期間にわたって我が国の経済活動全般に幅広くかつ大量に使用されてきました。しかし、石綿による健康被害は、長い期間を経て重篤な病状を発症することから、現在は石綿の使用等は禁止されていますが、2005年には石綿による健康被害が大きな社会問題となりました。

石綿による健康被害は長期にわたる潜伏期間があり因果関係の特定が難しく現状では回復が困難であるという特殊性に鑑み、石綿による健康被害者であって労災補償等の対象とならない方を対象に、迅速かつ安定的に救済するための制度を実現するため、2006年に石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき石綿健康被害救済制度が創設されました。

本制度に関して ERCA が行う業務の柱として、①石綿による指定疾病である（あった）ことの認定業務、②被

認定者等に対する救済給付の支給業務、③石綿による健康不安の方、申請者やご遺族等からの相談への対応、④一般の方や医師・医療機関等に対する制度周知などを行っています。指定疾病は、中皮腫、石綿による肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚です。

なお、2022年6月に「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、日本国内で石綿を吸入することにより指定疾病にかかりお亡くなりになった方のご遺族に対する特別遺族弔慰金等の請求期限が10年間延長されました。

また、労災保険制度に加え、2022年1月に施行された厚生労働省所管の「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」に基づく建設アスベスト給付金制度との連携も行っています。

私たちが大切にしていること

石綿による疾病については、残念ながら予後があまりよくありません。このようなことから、1日でも早く患者の方が認定され療養していただけるよう、あるいはご遺族の方々が少しでも早く救済給付を受けられるように、療養者やご遺族の立場に立って、丁寧に、迅速かつ正確

に業務を遂行することを常に念頭に置いています。

救済業務においては、一般の方あるいは現在療養中の方などが、石綿疾患や健康不安、救済制度などについて気軽に相談をできるよう、機構や全国の保健所等での相談窓口対応に加え「石綿救済相談ダイヤル」を設置して

おり、2022年度は約6,900件のお問合せをいただきました。

石綿による健康被害は、発症までの潜伏期間が非常に長期であることから過去にどこで石綿にばく露したのかわからない、あるいは石綿による疾病についてよく知らないなど、様々な不安な気持ちを抱えてERCAに相談される方もいらっしゃいます。そのため、ご相談された方に少しでも不安を解消していただけるよう、親身に対応

するよう心掛けています。

また、過去に石綿を扱う職業に就かれていた方は、労災保険制度や建設アスベスト給付金制度などの対象となる可能性があるため、他制度へのご案内を含めた幅広い対応を行っています。

なお、1人でも多くの方に石綿健康被害救済制度を知っていただくことが非常に重要と考えており、効果的な制度周知の検討を日ごろから行っています。

成果・課題

2006年の制度発足以降、これまでに約24,000件の申請・請求を受け付け、約18,000件の認定を行ってきましたが、2022年度は1,406件を受け付け、1,057件の認定を行うことができました。

こうした背景には、地方公共団体、保健所、医師・医療機関等のご協力がありましたことを、ここにあらためて感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響のため、2021年度において認定に関する国の審議会が暫くの間中止となったこと等により、認定等までに要する日数がコロナ前より延長しました。

そのため、2022年度においてはその短縮に取り組むとともに、引き続き申請・請求された方には定期的に審査の進捗状況を丁寧にお知らせするなど、少しでも安心していただけるよう心掛けました。

救済制度における申請・請求数は今後も増えると予想されていることに加え、新たにスタートした建設アスベスト

給付金制度により、これまで以上に対応業務が広範囲かつ複雑化すると見込まれることから、両制度で連携し、いかに業務を円滑に進めるかが重要となります。

〈救済制度の申請受付状況〉

2023年3月31日現在

| | 中皮腫 | 肺がん | 石綿肺 | びまん性胸膜肥厚 | 計 |
|-----|--------|-------|-----|----------|--------|
| 療養者 | 11,927 | 3,372 | 485 | 569 | 16,622 |
| ご遺族 | 5,762 | 1,450 | 209 | 116 | 7,672 |
| 計 | 17,689 | 4,822 | 694 | 685 | 24,294 |

計にはその他404件含む

〈救済制度の認定状況〉

2023年3月31日現在

| | 中皮腫 | 肺がん | 石綿肺 | びまん性胸膜肥厚 | 計 |
|-----|--------|-------|-----|----------|--------|
| 療養者 | 10,089 | 2,072 | 40 | 209 | 12,410 |
| ご遺族 | 4,954 | 583 | 46 | 45 | 5,628 |
| 計 | 15,043 | 2,655 | 86 | 254 | 18,038 |

将来展望

今後の申請・請求数の増加や新制度との連携も踏まえ、石綿により健康被害を受けられた患者様が1日でも早く認定され医療サービスを受けられるよう、また、ご遺族の方が少しでも早く救済給付を受けられるよう、ERCAでは引き続き全力で石綿健康被害救済業務を行っています。

また、2022年度は、2021年度に引き続き俳優の草薙剛さんにご協力いただき、テレビCMや新聞、街頭ビジョン、雑誌、ラジオ、ポスターなど各種メディアで制度周知を行ったところ大きな反響がありました。

さらに、2023年度につきましてもご協力をいただく予定となっていることから、より一層制度の認知が広がるものと期待しています。

電話
無料

石綿救済相談ダイヤル

さあはやく きゅうさい

0120-389-931



PCB 廃棄物処理助成業務

業務概要

PCB (Poly Chlorinated Biphenyl の略称、ポリ塩化ビフェニル化合物の総称) は、その毒性から 1972 年に製造が中止されましたが、PCB 廃棄物 (PCB が含まれる使用済みの高圧トランス、高圧コンデンサ等) の処理施設の整備は難しく、長期にわたり処理されずに事業者によって保管され続けていました。2001 年に制定された「PCB 廃棄物適正処理推進特別措置法」に基づき、PCB 廃棄物を保管する事業者は、2027 年 3 月までに廃棄物

の処理を行うよう定められています。ERCA では、PCB 廃棄物の速やかな処理を推進するために設置された PCB 廃棄物処理基金に係る業務を実施しています。この基金は、国、都道府県からの補助金と産業界等民間からの出金により造成され、環境大臣が指定した PCB 廃棄物処理事業者への助成を通じて、PCB 廃棄物の速やかな処理に貢献しています。

私たちが大切にしていること

製造中止・回収から 40 年以上もの長きを経て、PCB 廃棄物の処理は今、確実に進められています。一日も早

く我が国から PCB 廃棄物が無くなるよう、その一助となるべく業務に励んでいます。

成果・課題

2022 年度は、中小企業者等が保管する PCB 廃棄物の処理費用軽減のため、環境大臣が指定する者からの申請に対し、全 4,720 件を適正に処理して 2,668,558 千円の助成金の交付を行いました。

2022 年度末、全ての高濃度 PCB 廃棄物の処理期限を迎えることに伴い、代執行等の行政処分を含めた速やかな処分の取組が各地で行われています。

2022 年 5 月 31 日、PCB 廃棄物処理基本計画が改正され、改めて PCB 廃棄物の早期処理に向けた取組みが整理されました。私たちは引き続き環境省及び環境大臣が指定する処理事業者である中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) と連携し対応を進めていきます。

(参考) 基金の管理状況

(単位：百万円)

| 2021 年度末残高 | 2022 年度増減額 | 2022 年度末残高 |
|------------|------------|------------|
| 26,202 | △ 2,781 | 23,421 |



高圧トランス



高圧コンデンサ



JESCO 東京 PCB 処理事業所

最終処分場維持管理積立金管理業務

業務概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、特定一般廃棄物最終処分場等の設置者（以下「設置者」という。）は、埋立処分の終了後における維持管理を適切に行うための費用を、埋立処分の終了までの間、毎年度維持管理積立

金として積み立てることが義務づけられています。ERCAは、この積立金を預かり管理・運用して利息を支払い、埋立終了後に設置者が維持管理を行う際に積立金を払い渡しています。

私たちが大切にしていること

最終処分場の稼働期間は10年を超えることが多く、新設が困難なことやリサイクル技術の向上に伴い廃棄物の最終処分量が減少していることから長期化の傾向にあります。さらに埋立終了後、維持管理期間として5～15

年が必要です。私たちは長い期間、確実に積立金を管理するため、設置者・許可権者等関係者との積極的な情報共有に努めています。

成果・課題

(1) 利息の払渡し

2021年度末に通知した1,164件のうち711件について、合計214,381千円を支払いました。

(2) 利息の通知

2022年度運用利息額の通知を2023年3月末に行いました。

(3) 積立て及び取戻し

最終処分場設置者からの2022年度の積立ては606件5,933百万円、払渡し41件1,219百万円で、積立金残高は1,263億円です。

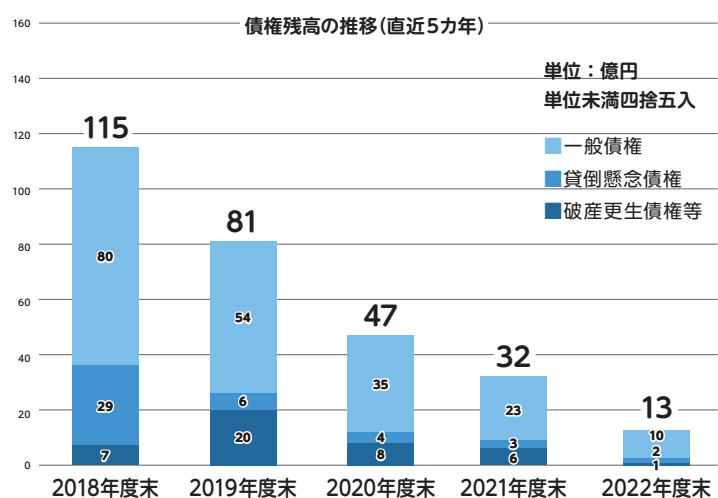
※件数＝最終処分場数

債権管理回収業務

業務概要

ERCAの前身である旧公害防止事業団、旧環境事業団においては、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の産業公害を防止するため1965年から住工混在地域の解消を目的とした工場団地の建設、公園緑地の整備（建設譲渡事業）、産業廃棄物処理施設などの公害防止施設導入に対する事業者への貸し付け（貸付事業）などを実施しました。

ERCAではこれら建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理・回収業務を行っています。



成果

債権残高は2021年度の32億円から2022年度は13億円となりました。(2021年度比▲59%)

地球環境基金事業



業務概要

地球環境基金は、1993年の創設から30周年を迎えます。国からの出資金と国民の皆さまからの寄付金などによって基金を設け、その運用益と国からの運営費交付金を用いて、国内外の民間団体（NGO・NPO）が行う環境保全活動への支援を行っています。支援の内容は、直接的にNGO・NPOの環境保全活動へ資金助成を行う助成

事業と、間接的にNGO・NPOのための基盤整備として調査研究、情報提供、研修を行う振興事業の二本立てです。これらの事業を通じて環境NGO・NPOを財政面で支援するとともに、人材や組織の強化をサポートすることで持続可能な社会の実現に貢献しています。

私たちが大切にしていること～環境保全活動を行う人材の育成・創出～

環境NGO・NPO活動が質的、量的に充実し、持続可能な社会の実現に貢献していくためには、長期間にわたり、自主的に環境活動に参画する人材が必要です。私た

ちはそのような人材の育成・創出に向けた取組に力を入れていきます。

① 全国ユース環境ネットワーク促進事業

持続可能な社会の実現に向け、将来の担い手となる高校生や大学生等のユース世代の環境活動を支援し、そのすそ野の拡大やネットワークの構築を図るため、全国ユース環境ネットワーク促進事業を推進しています。「全国ユース環境活動発表大会」は、高校生が実践する環境活動を全国から募集し、成果発表の機会を提供するものです。2015年度から開催し、2022年度に行った第8回大会は、集合及びWebによるハイブリッド形式として行いました。



① 地方大会及び全国大会

2022年度は2021年度を上回る108団体からご応募いただきました。地方大会は、全国8地方で開催しました。表彰式のほか、出場団体同士の交流の機会も設けました。全国大会には、地方大会での審査及び高校生による投票によって選出された16団体が出場しました。各団体の発表はどれも素晴らしく、審査を経て、環境大臣賞、環境再生保全機構理事長賞をはじめ、全ての出場団体に賞を贈呈しました。

② 交流会（全国ユース環境フォーラム）

全国大会に出場した16団体が参加して全国ユース環境フォーラムを開催しました。フォーラムの目的は、『交流』です。主催者よりそれぞれの事業説明の講演の後、全国から参加した高校生同士でグループワークを実施し交流の機会を作りました。参加した高校生は、久しぶりのリアルな交流で、活発な意見交換が繰り広げられました。

② 若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム

今後の環境活動を担う若手の人材育成の重要性がますます高まっていることを背景として、助成対象団体の若手職員を対象に3年間にわたり年間3回（3年間で全9回）の研修期間を提供しています。研修やフォローアップなどを通して、助成プロジェクトを成功に導き、成果を創出することが出来る人材の育成を目指しています。2022年度は22名に対して、活動の戦略づくりなどプロジェクトを推進するために必要な研修プログラムを実施しました。

③ 環境ユースフィールド研修

将来的に環境NGO・NPOをはじめとする地域のさまざまなセクターで環境保全に携わる人材の発掘・育成を目指し、各地域の環境保全活動に強い興味を持ち、持続可能な地域社会の実現に貢献したいという意思を有する学生を中心としたユース世代を対象に、国内の環境保全活動の取組みを現場で学ぶ機会を提供する環境ユースフィールド研修を実施しました。

5名のユース世代が参加し、SDGsに関し先進的な取り組みを行っている熊本県阿蘇郡南阿蘇村を研修フィールドとして、環境活動を行っている団体の活動現場の訪問等を行いました。



若手プロジェクトリーダー研修修了式

成果・課題等

2022年度の助成事業は、175件、総額583百万円の助成金を交付しました。

また、2021年度に助成を終了した活動65件について、活動実績報告書などをもとに、評価専門委員会による評価を行いました。計画の妥当性、目標の達成度、実施の効率性、助成活動の効果の観点から評価した結果、平均で15.6点と、昨年度(15.7点)と概ね同様の結果となりました。

助成を受けた活動については、その後の活動状況や波及効果、組織の発展性などを調査し、助成事業の一層の

充実を図ることを目的にアンケート調査を実施し、2018年度から2020年度までの3年間に継続して助成を受けた30団体から回答を得ました。

助成を受けた活動について、現在も自団体に継続しているものは24団体(構成比80.0%)、助成終了後に活動規模が拡大したものは19団体(構成比79.2%)でした。さらに、自団体に活動している24団体における活動規模の拡大について調査したところ、「基金助成活動そのものの量的な増加」、「基金助成活動の成果が生かされた」、「行政との協働、協力」、「外部との連携」等の回答を得ました。

将来展望

2023年度助成活動について289件の応募を受け、これに対し、活動の必要性、効果、確実性等を考慮し、地球環境基金運営委員会及び地球環境基金助成専門委員会において厳正な審議を行った結果、162件の助成金交付を内定しました。

地球環境基金は、2023年度に創設30周年を迎えます。

助成先一覧、評価結果は(<https://www.erca.go.jp//jfg/jigyo/index.html>)をご覧ください。

これを機に、さまざまなステークホルダーの意見を聞きながら、これまでの成果を振り返り、環境政策の実施機関としての地球環境基金のあるべき方向性について検討してまいります。その結果を踏まえ、環境NGO・NPOの強化に向けた支援の充実を行い、持続可能な社会の実現に貢献していきます。





環境保全研究・技術開発業務



業務概要

環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）は、気候変動問題への対応、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスクからの安全の確保等、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域に亘る研究開発を推進する競争的研究費です。

推進費の効率的、効果的な推進を図り、環境政策への貢献、研究成果の社会実装を推進するため、2016年10月に環境省から業務が移管されてから、ERCAにおいて推進費の公募、審査・評価及び研究管理を行っています。2022年度は、新規に採択した課題を含め、約48億円を大学、研究機関等に配分しています。

私たちが大切にしていること～若手研究者の育成・支援～

推進費では、独創力や発想力に優れた若手研究者の育成と活躍促進を図るため、新規課題公募において、若手枠の研究区分を設けて、毎年度一定数の研究課題を採択しています。

採択された研究課題は、研究分野の幅広い専門知識や研究経験を持ち、高度な知識に基づき研究をマネジメントするプログラムオフィサー（PO）が半期ごとに若手研究者から提出されるレポートや、POが研究の現場を直接訪問するサイトビジットなどを通じて、研究遂行上の助

言を行い、若手研究者を支援しています。

また、若手研究者が自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動を行うことは、若手研究者自身の能力向上のみならず、自由な発想に基づく研究を通じ、環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進や研究生産性の向上に資するものであることから、推進費において一定の範囲内で自発的な研究活動を行うことを可能とする措置を講じるなど、若手研究者の育成・支援に努めています。

成果・課題等

ERCA では、2016 年度の業務移管以降、研究費の利便性の向上、研究者の研究環境の整備、PO による研究管理支援の充実等に取り組んでおり、2021 年度に研究を終了した課題の事後評価は、5 段階中上位 2 段階※の評価を獲得する課題数の割合が 98%となり、目標（70%以上）

を大きく上回る高い評価を得ました。また、若手枠課題の評価では 5 段階中上位 2 段階の評価を獲得する課題数の割合が 100%と高い評価を得ました。これらの成果を広く普及するため、研究成果の普及促進に向けて取組を積極的に行っています。

事後評価において上位 2 段階の評価を獲得した評点分布と目標割合

| 評価結果 | 環境問題対応型研究等※ ¹ | 戦略研究 | 総計 |
|------|--------------------------|------|----|
| S | 25 | 10 | 35 |
| A | 39 | 5 | 44 |
| B | 2 | 0 | 2 |
| 総計 | 66 | 15 | 81 |

| 目標値 70% |
|--------------------|
| 98% (79/81 課題) |
| 140% (98% /70%) |

※ 上位 2 段階は計画の目標どおり又はそれ以上の進展、成果が期待できる評価です。

※ 1 環境問題対応型研究及び革新型研究開発（若手枠）

研究成果の普及促進の取組

(1) 研究成果の社会実装

推進費で特許取得した研究成果の社会実装を支援するため、「新技術説明会」（国立研究開発法人科学技術振興機構、ERCA 共催）を開催し、企業とのマッチングを支援しています。

また、「カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」（約 200 の大学等が参加）に参画し、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進しています。

(2) 国際展開、国際発信

研究成果の国際発信を推進するため「ISAP2022（持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム）」（公益財団法人地球環境戦略研究機関主催）においてテーマセッションを開催し、海洋プラスチック汚染の解決に資する研究成果を発表し、海洋プラスチック汚染に関する国際協力に向けた期待と課題を関係者で共有しました。

(3) 環境イベントへの参加

環境分野の総合展示会「エコプロ 2022」、「第 15 回川崎国際環境技術展」において、プラスチック資源循環の実現に貢献する研究課題の成果を実物展示やパネル等により紹介しました。



(ISAP2022)



(エコプロ 2022)

将来展望

我が国の環境研究・技術開発の推進にあたっては、環境省が中長期（2030 年、2050 年）の社会の姿をにらみながら今後 5 年間で取り組むべき環境研究・技術開発の重点課題を整理した「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（令和元年 5 月環境大臣決定）を策定しています。推進費では、本推進戦略に基づき、SDGs と 2050 年の脱炭素社会の達成に向けて、地域循環共生圏と Society5.0 を一体的に推進する研究・技術開発、海洋プラスチック問題など

グローバルな課題に貢献する研究を推進してまいります。また、2020 年度に実施された制度評価結果を踏まえ、若手研究者の育成支援の充実、比較的小規模な研究枠を設けて人文社会学の参入を促すなど、多様な分野による総合的な知見の活用により環境政策へ貢献する研究を推進するとともに、開発した技術を社会へ実装してまいります。研究成果は国内だけでなく海外に向けて国際発信し、国際貢献に努めてまいります。

熱中症対策の推進

近年の熱中症の状況

地球温暖化に伴い、熱中症による救急搬送者数や死者数が高水準で推移しています。さらに、世界的にも過去例を見ない熱波が猛威を振るい、甚大な被害をもたらしています。IPCC等の報告では、今後、地球温暖化の進行により日本を含む世界各地で極端な高温がより高い頻度で発生する可能性があるとしており、我が国においても、熱中症対策は喫緊の課題となっている背景を踏まえ、2022年度、ERCAでは、「地域における効果的な熱中症予防対策の推進に係る業務」（以下「熱中症予防対策推進業務」という。）を環境省から受託しました。

熱中症は、予防事業として取り組んでいるぜん息やCOPDといった呼吸器系疾患や基礎疾患がある方はリスクが高いとされており、また死者の8割以上を高齢者が占めるといった特徴があります。これまでも予防事業部では、地方公共団体や医療関係者と連携して事業を展開するとともに、多くの高齢者にもアプローチしてきました。この実績と経験を活かし、地域の皆様と協働して熱中症対策に取り組みました。その成果として、他の地域のモデルとなる地域の取組を全国に水平展開していくための「地域における熱中症対策の先進的な取組事例集」（以下「先進的取組事例集」という。）を作成しました。

また、2023年4月、気候変動適応法・環境再生保全機構法の改正に伴いERCAは熱中症対策に取り組むこととなりました。今後、各地域での熱中症対策の取組や創意工夫をERCAの各種事業においても応用し、新たな事業展開を考えていくこととしています。

各種事業におけるKPIの設定、普及啓発の方法、高齢者へのアプローチなど、ロジックモデルも活用しながら「新しいERCA」を目指していきます。



【熱波への対応状況調査のため、カナダでの現地ヒアリングを行いました。】

諸外国における熱波への対応状況

環境省担当官と共に諸外国における熱波への対応状況について調査し、ヒアリングするため、カナダを訪問しました。同国ブリティッシュ・コロンビア州では、2021年に発生した熱波により、最高気温49.6度を記録し、1週間で500人以上の方が亡くなりました。これを受け、同州では、それまで運用していた熱波に対するアラートを見直し、新たに2段階目のアラートを設けています。同州バンクーバー市では、2021年の熱波発生時、図書館や公民館といった公共施設を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として運営していました。こうした取組に対する州政府担当官や自治体職員との考え、意見等を伺い、我が国における今後の熱中症対策の参考としました。

また、現地調査を通じて得た知見等については、主に若手職員向けに「研修」という形で報告し、共有しました。「一職員の仕事が、今後の大きな政策形成に寄与する」ということで、若手職員の意識喚起を通じて、組織の活性化に貢献しました。



【カナダ ブリティッシュ・コロンビア州にある都市の指定暑熱避難施設】



地域での熱中症対策の取組

地域における熱中症対策では、国、都道府県、市区町村及び地域における多様な主体が連携し、一体となって対策を進める必要があります。例えば、地方公共団体においては、防災部局、保健部局、教育局など熱中症を担当する部局が複数にわたっており、統一的な熱中症対策が講じられていない場合があることから、地方公共団体の各部局に対して、他部局と連携した熱中症対策をとるよう働きかけを行うことが必要となります。

「熱中症予防対策推進業務」において、他部局との連携体制の構築を含む、地域の熱中症対策に必要な検討・実行等を行うモデル事業4自治体（熊谷市、吹田市、多治見市、南魚沼市）を支援しました。2023年2月には成果報告会を開催し、モデル事業4自治体の取組を約130の地方公共団体へ共有しました。また、「先進的取組事例集」を作成し、環境省主催の熱中症対策推進検討会において報告されました。

今後、本事例集は各地域で実際に熱中症対策を実施する際に効果的に活用されることが期待されます。



【群馬県上野村】熱中症リスク別の見守り活動：熱中症ハイリスク者宅への訪問

戦略的イノベーション創造プログラム「サーキュラーエコノミーシステムの構築」

【戦略的イノベーション創造プログラム】

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）は、内閣府設置の総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）が司令塔機能を発揮し、府省・分野の枠を超えたマネジメントにより、科学技術イノベーションの実現を目指す国家プロジェクトです。

2023年度より開始する第3期 SIP の課題「サーキュラーエコノミーシステムの構築」（2023～2027年度）について、ERCA は研究推進法人として研究開発を推進しています。

【プラスチック問題とサーキュラーエコノミー】

プラスチックは主に石油を原料とする合成樹脂で、軽量かつ加工が容易であることなどから、食品容器やペットボトル、家電製品、自動車、建物に至るまで、私たちの身の回りで広く利用される必要不可欠な素材です。しかし、適切に処理されなかったプラスチックの多くは自然に還らず、環境中に極めて長期間残り続けると考えられており、それに伴う様々な問題を引き起こしています。例えば、海へと流れ着いたプラスチックは海洋動物の命を脅かすだけでなく、実際に漁業・養殖業や観光業にも大きな打撃を与えているとされ、世界で年間130億ドルもの経済的損失が発生していると考えられています（経済協力開発機構（OECD）調べ）。また、プラスチックの使用量は年々増え続けており、それに伴って、2050年には海の中

の魚よりもプラスチックの方が重くなってしまうかもしれないとの指摘もあります（エレンマッカーサー財団調べ）。

一方で、我が国では廃棄されたプラスチックの多くを焼却しており、その際に発生する熱を回収（サーマルリカバリー）し有効活用しています。しかし、多くのプラスチックは化石資源である石油を原料としていることから、限られた化石資源が「消費」され続けている状況には変わりなく、世界的にもサーマルリカバリーは「リサイクル」と見なされない傾向があります。また、その過程では大量のCO₂が発生しており、地球温暖化防止等の観点からも望ましくありません。

これらの課題を解決する手段として世界的に注目されているのが、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行型経済（リニアエコノミー）から循環型経済（サーキュラーエコノミー）への移行です。サーキュラーエコノミーは、既存の素材や製品をリサイクルなどによりできるだけ長く利用（循環）することで、限られた資源を有効活用しながら付加価値を生み出す経済モデルと考えられており、欧州ではこれに係る政策の制定や法整備が進みつつあります。我が国においても、第3期 SIP において課題「サーキュラーエコノミーシステムの構築」に取り組むこととし、特にリサイクルによるCO₂削減効果が大きく、私たちに身近な素材であるプラスチックの資源循環システムの構築を目指します。

【サーキュラーエコノミーのカギを握る DPP】

サーキュラーエコノミーへの移行を実現するためには、「資源」と同時に「情報」を循環させる仕組みが必要であると考えられており、そのカギを握るデジタル・プロダクト・パスポート（DPP）の実装が急がれています。DPPは、デジタル技術を活用して、個々の製品のライフサイクルにおける様々な情報を可視化する電子的な証明書のような仕組みです。DPPを活用することで、例えばメーカーは製品の原料となる再生素材のリサイクル工程や、製品の性能に影響する化学的性質などを正しく把握できるようになります。一方のリサイクル業者は、廃棄された製品がどのような条件で製造・使用されてきたのかを把握できるようになり、リサイクル工程の最適化に繋がります。また、消費者は商品に含まれる再生素材の割合やリサイクルのしやすさなど、「循環性」の情報を基に商品を選ぶことができるようになります。

さらに、サーキュラーエコノミーが先行する欧州との取引において、今後は上記のような循環性やサステナビリティに関する情報の開示が必要要件となる可能性が高いと考えられています。これに対応するためにも、我が国における DPP の実装は急務であると言えます。

【動静脈・静動脈連携の必要性】

経済活動を生物の血液循環になぞらえ、資源を加工して製品を製造する産業は「動脈産業」と呼ばれ、廃棄物に価値を付与して再び社会に流通させる産業は「静脈産業」と呼ばれます。サーキュラーエコノミーを実現するためには、この2つの産業が「動静脈・静動脈連携」を構築し、資源を効率よく循環させる仕組みが不可欠です。しかし現

状では、静脈産業が供給する再生素材の多くは量・品質共に十分とはいえ、動脈産業が製造する製品は素材レベルまでの「循環性」への配慮が不足して、資源の循環が分断されています。

動静脈・静動脈連携を促進するために必要な取組は多岐にわたります。このため、自治体との協力のもと、より均一で高品質な使用済プラスチックを回収する手法の確立や、より高品位の再生素材を選別・供給するシステムの開発、これまで焼却に回さざるを得なかったプラスチックのリサイクル技術の確立などのテーマに対して、左記のDPPを始めとするデジタル技術や、国内の放射光施設等を活用した研究が求められています。



図1 動静脈連携によるマテリアルフロー

【消費者の行動変容の重要性】

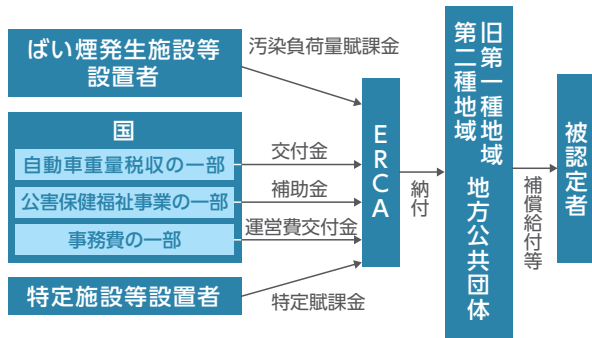
また、プラスチックにおける資源循環を加速するためには、個別の技術開発のみならず、再生素材の利用促進や効率的な分別回収など、消費者の行動変容を促す社会整備が必要であると考えています。今後、消費者の意識調査や、セミナー・ワークショップの開催など、様々な取組を行っていく予定です。



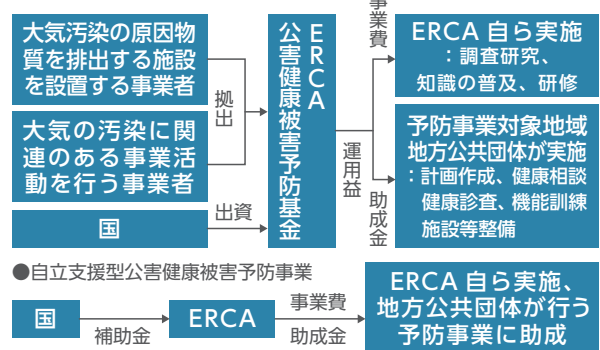
図2 サークュラーエコノミーに関するタウンミーティングの様子

事業スキーム

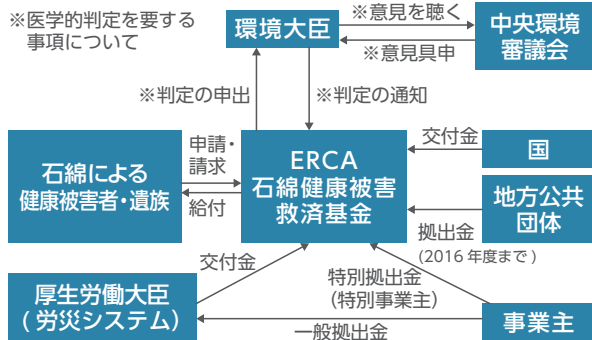
公害健康被害補償業務



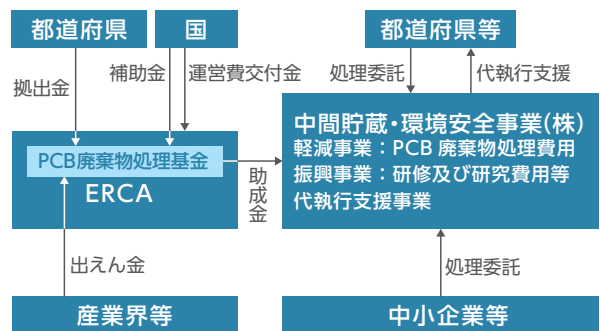
公害健康被害予防事業



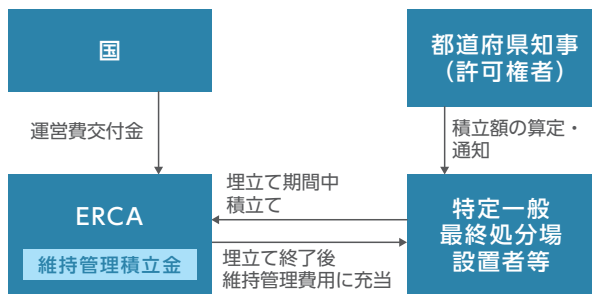
石綿健康被害救済業務



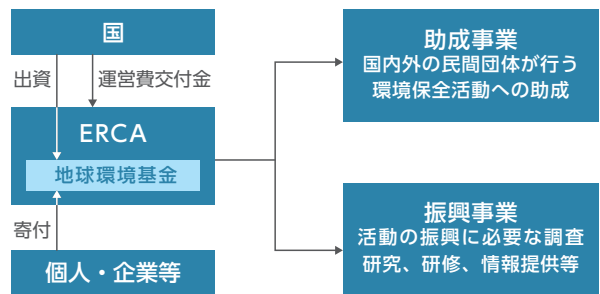
PCB 廃棄物処理助成業務



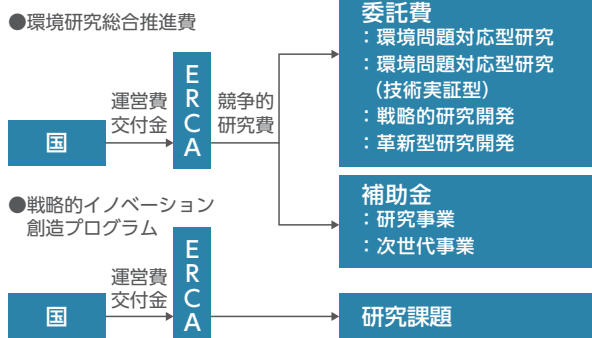
最終処分場維持管理積立金管理業務



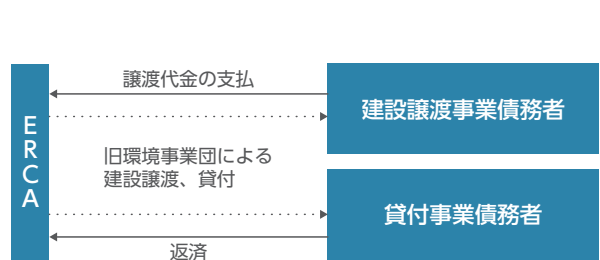
地球環境基金事業



環境保全研究・技術開発業務



債権管理回収業務



2022 年度の業務実績のポイント

主な実績等

| 業務 | 2022 年度の主な実績等 | SDGs との関係 |
|----------------------|--|---|
| 公害健康被害補償業務 | 汚染負荷量賦課金の納付義務者からの申告率 99.7%、 収納率（対申告額）99.9%という高い水準を維持 AI チャットボットや RPA 等導入、業務の効率化、 DX 化促進 |  |
| 公害健康被害予防事業 | 地方公共団体職員、医療従事者向け研修を 1,621 人受講 患者団体と協働で FeNO 測定体験会を実施 熱中症対策に取り組むモデル自治体に対する支援 |  |
| 石綿健康被害救済業務 | 窓口、電話相談 6,924 件及び申請件数 1,406 件を受付 申請から認定までの処理期間 168 日 迅速な審議を行うため環境省が導入したバー チャルスライドを活用 |  |
| PCB 廃棄物 処理助成業務 | 中小企業等が保管する PCB 廃棄物の処理費用 に係る助成金の交付（約 27 億円）等を適正に 実施 |  |
| 最終処分場 維持管理積立金管理業務 | 最終処分場設置者による維持管理積立金の積み 立て、取戻し、利息の払渡しに適正に対応 |  |
| 地球環境基金事業 | 助成・評価スキームを通じた寄り添い型支援 3 力年継続した助成先団体の実質的活動継続率 96.3% 全国ユース環境活動発表大会等の開催 |  |
| 環境保全研究・ 技術開発業務 | 2023 年度新規課題 319 件応募（第 3 期比 +58 件） 研究成果の社会実装、国際展開に向けた事業の推進 第 3 期 SIP 課題として採択（「サーキュラーエコノミー システムの構築」）、SIP 課題の研究推進法人に指定 |  |
| 債権管理回収業務 | 債権残高を前年度比 19 億円圧縮 | |

「人づくり」の取組

事業対象者等の支援・育成

- ・ 地方公共団体の予防事業担当者、看護師、理学療法士
対象の研修（オンライン）実施
- ・ パッケージ支援における予防事業人材バンク登録者の活用
- ・ 環境 NGO 等の若手プロジェクトリーダー育成支援
- ・ 全国ユース環境活動発表大会（高校生の環境活動支援）
- ・ 臨床検査技師対象の中皮腫細胞診実習研修会の実施
- ・ 環境研究総合推進費における若手研究者の育成・支援

事業を担う職員の育成

- ・ 職員研修（組織内共通研修、各事業専門研修）の実施
- ・ 資格取得支援
- ・ 環境問題史現地研修（西淀川、富山、四日市）
- ・ 環境省、研究開発法人等との人事交流

2022年度の業務実績とその自己評価

| 項目 | 2022年度自己評価 | 行政コスト(百万円) |
|-----------------------------------|------------|------------|
| I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 | A | |
| 1. 公害健康被害の補償に関する業務 | A | |
| (1) 徴収業務 | A | 32,806 |
| (2) 納付業務 | B | |
| 2. 公害健康被害の予防に関する業務 | A | |
| (1) 調査研究、知識の普及・情報提供、研修 | S | 714 |
| (2) 地方公共団体への助成事業 | A | |
| (3) 公害健康被害予防基金の運用等 | A | |
| 3. 民間環境保全活動の助成及び振興(地球環境基金事業) | A | |
| (1) 助成事業 | A | 945 |
| (2) 振興事業 | A | |
| (3) 地球環境基金の運用等 | A | |
| 4. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成 | B | 3,055 |
| 5. 維持管理積立金の管理 | B | 299 |
| 6. 石綿による健康被害の救済に関する業務 | A | |
| (1) 認定・支給等に関する業務 | A | 5,587 |
| (2) 納付義務者からの徴収業務 | B | |
| 7. 環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務 | S | |
| (1) 研究管理 | S | 5,314 |
| (2) 公募、審査・評価及び配分業務 | A | |
| II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 | B | |
| 1. 経費の効率化 | B | |
| 2. 給与水準等の適正化 | B | |
| 3. 調達合理化 | B | |
| 4. 情報システムの整備及び管理 | A | |
| III 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 | A | |
| 1. 財務運営の適正化 | A | |
| 2. 承継業務に係る適正な債権管理等 | S | 1,606 |
| IV その他業務運営に関する重要事項 | A | |
| 1. 内部統制の強化 | B | |
| 2. 情報セキュリティ対策の強化、適正文書管理等 | A | |
| 3. 業務運営体制の強化・改善、組織の活性化 | A | |
| 総合評価、合計 | | 50,325 |

詳細は業務実績報告書 (<https://www.erca.go.jp/erca/koukai/rules.html>) をご覧ください。

当中期計画期間の主務大臣評価の状況

| 区分 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 評定 | B | B | A | — | — |

<評定区分>

- S: 目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られている
- A: 所期の目標を上回る成果が得られている
- B: 所期の目標を達成している
- C: 所期の目標を下回っており、改善を要する
- D: 所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する

予算と決算との対比

(単位：百万円)

| 区分 | 予算額 | 決算額 | 主な差額理由 |
|-----------------|--------|--------|---|
| 収入 | | | |
| 運営費交付金 | 6,871 | 6,871 | |
| 国庫補助金 | 245 | 233 | |
| その他の政府交付金 | 11,062 | 11,042 | |
| 都道府県補助金 | – | 232 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金への一部拠出留保分に係る拠出が再開されたため |
| 業務収入 | 27,185 | 27,828 | |
| 受託収入 | 60 | 62 | |
| 運用収入 | 904 | 879 | |
| その他収入 | 150 | 521 | 過年度の研究費返還金受入分の増等があったため |
| 計 | 46,479 | 47,670 | |
| 支出 | | | |
| 業務経費 | 54,326 | 47,321 | |
| 公害健康被害補償予防業務経費 | 38,027 | 32,584 | 公害健康被害者の認定患者数の減少に伴う地方公共団体への納付金の減等 |
| うち人件費 | 331 | 243 | 業務の効率化による経費の縮減 |
| 石綿健康被害救済業務経費 | 5,503 | 5,266 | 石綿健康被害救済給付費が見込みを下回ったこと等による減 |
| うち人件費 | 307 | 250 | 業務の効率化による経費の縮減 |
| 環境保全研究・技術開発業務経費 | 5,341 | 5,261 | |
| うち人件費 | 107 | 107 | |
| 基金業務経費 | 5,156 | 4,078 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理において中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対する助成金が見込みを下回ったことによる減 |
| うち人件費 | 142 | 124 | 業務の効率化による経費の縮減 |
| 承継業務経費 | 298 | 131 | 仮差押保証金等の未執行や訴訟関係経費等が見込みを下回ったことによる減 |
| うち人件費 | 80 | 71 | 業務の効率化による経費の縮減 |
| 受託経費 | 60 | 62 | |
| 一般管理費 | 1,160 | 1,050 | |
| うち人件費 | 530 | 451 | 業務の効率化による経費の縮減 |
| 計 | 55,546 | 48,433 | |

詳細は、決算報告書 (<https://www.erca.go.jp/erca/koukai/low22.html#mark3>) をご覧ください。



簡潔に要約された財務諸表

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------------|---------|---------------------|---------|
| (資産の部) | | | |
| 流動資産 | | 流動負債 | |
| 現金及び預金 * 1 | 86,456 | 運営費交付金債務 | 87 |
| 有価証券 | 94,100 | 引当金 | 104 |
| 割賦譲渡元金 | 1,115 | その他 | 3,241 |
| 貸付金 | 29 | 固定負債 | |
| その他 | 1,123 | 資産見返負債 | 243 |
| 固定資産 | | 石綿健康被害救済基金預り金 | 75,816 |
| 有形固定資産 | 215 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金 | 23,421 |
| 投資有価証券 | 132,746 | 預り維持管理積立金 | 126,299 |
| 破産更生債権等 | 0 | 引当金 | 708 |
| その他 | 847 | 長期リース債務 | 66 |
| | | 法令に基づく引当金等 | |
| | | 納付財源引当金 | 13,139 |
| | | 負債合計 | 243,124 |
| | | (純資産の部) * 2 | |
| | | 資本金 (政府出資金) | 15,955 |
| | | 資本剰余金 | 43,652 |
| | | 利益剰余金 | 13,901 |
| | | 純資産合計 | 73,508 |
| 資産合計 | 316,632 | 負債純資産合計 | 316,632 |

2. 行政コスト計算書

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|--------------|--------|
| 損益計算書上の費用 | 50,325 |
| 経常費用 * 3 | 49,650 |
| 臨時損失 * 4 | 674 |
| その他行政コスト * 5 | — |
| 行政コスト合計 | 50,325 |

3. 損益計算書

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------|--------|
| 経常費用 * 3 | 49,650 |
| 業務費 | 48,693 |
| 一般管理費 | 954 |
| 財務費用 | 3 |
| その他 | 0 |
| 経常収益 | 51,374 |
| 運営費交付金収益等 | 21,873 |
| 自己収入等 | 29,501 |
| 臨時損失 * 4 | 674 |
| 臨時利益 | 0 |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額 | 4 |
| 当期総利益 * 6 | 1,053 |

4. 純資産変動計算書

(単位：百万円)

| 科目 | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 純資産合計 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|
| 当期首残高 | 15,955 | 43,644 | 12,852 | 72,450 |
| 当期変動額 | - | 8 | 1,049 | 1,058 |
| その他行政コスト * 5 | - | - | - | - |
| 当期総利益 * 6 | - | - | 1,053 | 1,053 |
| その他 | - | 8 | △ 4 | 4 |
| 当期末残高 * 2 | 15,955 | 43,652 | 13,901 | 73,508 |

5. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|------------------|---------|
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | 3,823 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 2,389 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △ 87 |
| 資金増加額 (△資金減少額) | 1,347 |
| 資金期首残高 | 11,609 |
| 資金期末残高 * 7 | 12,956 |

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|------------|--------|
| 資金期末残高 * 7 | 12,956 |
| 定期預金 | 73,500 |
| 現金及び預金 * 1 | 86,456 |

1～7の表中の*印は、それぞれの関連項目を示します。

詳細は、財務諸表 (<https://www.erca.go.jp/erca/koukai/low22.html#mark3>) をご覧ください。

財務状態及び運営状況の理事長による説明情報

1. 貸借対照表

2022年度の資産は、3,166億円となっておりその大半は現金・預金や投資有価証券などの金融資産です。負債は2,431億円となっていますが、その大半は、各業務を行うために必要な基金預り金や積立金であり、将来の行政サービスに充てるものとして負債に計上しております。

また、純資産は735億円であり、政府出資金、利益剰余金のほかに資本剰余金437億円を有していますが、これは公害健康被害予防基金等の造成のために民間からの出えん金を受け入れたことによるものです。

2. 行政コスト計算書

行政コストは503億円となっていますが、ERCAは国から交付された財源にて取得した資産の減少であるその他行政コストを計上していないため、損益計算書の費用と一致しています。

3. 損益計算書

経常費用は497億円、経常収益は514億円であり、当期総利益は11億円となっています。

経常費用の主なものは、公害健康被害補償業務費（320億円）、石綿健康被害救済業務費（53億円）、環境保全研究・技術開発業務費（52億円）であり、費用相当の財源として、公害健康被害補償業務については納付義務者からの賦課金収入及び国からの補助金等、石綿健康被害救済業務費については基金預り金、環境保全研究・技術開発業務費については運営費交付金を収益として計上しています。

当期総利益の大きな要因は、承継勘定における建設譲渡事業にかかる割賦譲渡債権等の回収において、割賦譲渡利息収入や遅延損害金等の雑益等により利益が発生したことによるものです。

4. 純資産変動計算書

当期変動額について、資本剰余金が8百万円増加していますが、これは基金勘定において民間からの出えん金を受け入れたことによるものです。

また、利益剰余金については10億円増加していますが、主な要因は、承継勘定における建設譲渡事業にかかる割賦譲渡債権等の回収において、割賦譲渡利息収入や遅延損害金等の雑益等により利益が発生したこと等によるものです。このほか、公害健康被害補償予防業務勘定における事業の財源等に充当するための第三期中期目標期間の繰越積立金を4百万円取り崩しています。

5. キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フローについては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成金の支出が減少したこと等により38億円の資金増加となっています。

投資活動によるキャッシュ・フローについては、定期預金の預入れが多かったこと等により24億円の資金減少となっています。

財務活動によるキャッシュ・フローについては、リース料の支払い等をしたことから、0.9億円の資金減少となっています。

この結果、期首残高116億円から13億円の資金増加となり、2022年度の期末残高は130億円となりました。

主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

| 区分 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 資産 | 321,467 | 309,019 | 316,389 | 314,505 | 316,632 |
| 負債 | 233,479 | 239,421 | 245,315 | 242,055 | 243,124 |
| 純資産 | 87,988 | 69,598 | 71,074 | 72,450 | 73,508 |
| 行政コスト | — | 55,693 | 53,236 | 55,982 | 50,325 |
| 経常費用 | 56,225 | 54,600 | 51,911 | 55,186 | 49,650 |
| 経常収益 | 58,013 | 55,640 | 54,705 | 57,340 | 51,374 |
| 当期総利益 | 2,286 | 431 | 1,479 | 1,375 | 1,053 |

参考 2023 事業年度の予算、収支計画、資金計画

1. 予算

(単位：百万円)

| 区分 | 金額 |
|-----------------|--------|
| 収入 | |
| 運営費交付金 | 7,857 |
| 国庫補助金 | 244 |
| その他の政府交付金 | 10,971 |
| 都道府県補助金 | 232 |
| 業務収入 | 25,207 |
| 運用収入 | 910 |
| その他収入 | 167 |
| 計 | 45,588 |
| 支出 | |
| 業務経費 | 53,866 |
| 公害健康被害補償予防業務経費 | 36,593 |
| うち人件費 | 317 |
| 石綿健康被害救済業務経費 | 5,509 |
| うち人件費 | 292 |
| 環境保全研究・技術開発業務経費 | 6,350 |
| うち人件費 | 192 |
| 基金業務経費 | 5,073 |
| うち人件費 | 136 |
| 承継業務経費 | 342 |
| うち人件費 | 138 |
| 一般管理費 | 1,222 |
| うち人件費 | 482 |
| 計 | 55,089 |

詳細は、年度計画 (<https://www.erca.go.jp/erca/koukai/rules.html>) をご覧ください。

2. 収支計画

(単位：百万円)

| 区分 | 金額 |
|------------------------|--------|
| 費用の部 | 55,786 |
| 経常費用 | 55,786 |
| 公害健康被害補償予防業務経費 | 36,595 |
| 石綿健康被害救済業務経費 | 5,516 |
| 環境保全研究・技術開発業務経費 | 6,359 |
| 基金業務経費 | 5,078 |
| 承継業務経費 | 913 |
| 一般管理費 | 1,140 |
| 減価償却費 | 183 |
| 財務費用 | 2 |
| 収益の部 | 55,436 |
| 経常収益 | 55,436 |
| 運営費交付金収益 | 7,822 |
| 国庫補助金収益 | 244 |
| その他の政府交付金収益 | 7,438 |
| 石綿健康被害救済基金預り金取崩益 | 4,910 |
| ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金取崩益 | 3,922 |
| 業務収入 | 29,795 |
| 運用収入 | 910 |
| その他の収益 | 324 |
| 財務収益 | 70 |
| 純利益（△純損失） | △ 350 |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額 | 356 |
| 総利益（△純損失） | 6 |

3. 資金計画

(単位：百万円)

| 区分 | 金額 |
|------------------|-----------|
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | △ 5,296 |
| 業務活動による支出 | △ 56,350 |
| 業務活動による収入 | 51,054 |
| 運営費交付金収入 | 7,857 |
| 国庫補助金収入 | 244 |
| その他の政府交付金収入 | 10,971 |
| 都道府県補助金収入 | 232 |
| 業務収入 | 25,211 |
| 運用収入 | 959 |
| その他の収入 | 5,581 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 33,050 |
| 投資活動による支出 | △ 141,050 |
| 投資活動による収入 | 174,100 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △ 89 |
| 財務活動による支出 | △ 96 |
| 財務活動による収入 | 7 |
| 資金増加額（△資金減少額） | 27,665 |
| 資金期首残高 | 32,377 |
| 資金期末残高 | 60,042 |

参考 要約した財務諸表の科目の説明

| | |
|---------------------|--|
| 貸借対照表 | |
| 現金及び預金 | 現金、預金の残高 |
| 有価証券 | 譲渡性預金及び満期保有目的の債券 |
| 割賦譲渡元金 | 建設譲渡事業の割賦代金の債権残高 |
| 貸付金 | 貸付事業の貸付残高 |
| その他（流動資産） | 補償給付の精算にかかる未収金等 |
| 有形固定資産 | 建物附属設備、備品で長期にわたり使用する有形の固定資産 |
| 投資有価証券 | 満期保有目的で保有する投資有価証券 |
| 破産更生債権等 | 経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権等 |
| その他（固定資産） | 入居するビルに対する敷金、ソフトウェアなど具体的な形態を持たない無形固定資産等 |
| 運営費交付金債務 | 国から交付された運営費交付金のうち翌事業年度以降に収益化を予定している債務残高 |
| 引当金（流動負債） | 将来の特定の費用又は損失の当期の費用又は損失として見越し計上するもので、賞与引当金が該当 |
| その他（流動負債） | 地方公共団体に対する未払金等 |
| 資産見返負債 | 運営費交付金等を財源として取得した償却資産にかかる帳簿価額相当額 |
| 石綿健康被害救済基金預り金 | 石綿健康被害の救済給付に充てるため、機構法第 16 条の 2 に基づく基金 |
| ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用の助成に充てるため機構法第 16 条に基づく基金 |
| 預り維持管理積立金 | 特定廃棄物最終処分場を埋立終了後適正に維持管理するのに必要な費用として廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 5 に基づき処分場設置者から積み立てられる積立金 |
| 引当金（固定負債） | 将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金が該当 |
| 長期リース債務 | 支払期間が 1 年を超えるシステムに充てる経費の債務残高 |
| 納付財源引当金 | 公害健康被害者の補償給付に充てるため、環境再生保全機構に関する省令第 13 条に基づく納付財源引当金（独法会計基準第 92） |
| 資本金（政府出資金） | 国からの出資金であり、当機構の財産的基礎を構成 |
| 資本剰余金 | 機構法第 14 条に基づく公害健康被害予防基金に充てるために大気汚染排出施設設置者等からの拠出及び機構法第 15 条に基づく地球環境基金に充てるための民間からの出えん金等 |
| 利益剰余金 | 当機構の業務に関連して発生した剰余金の累計額 |
| 行政コスト計算書 | |
| 損益計算書上の費用 | 損益計算書における経常費用、臨時損失 |
| その他行政コスト | 政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した純資産の減少に対応する独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの |
| 行政コスト | 独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの |
| 損益計算書 | |
| 業務費 | 当機構の業務に要した費用、公害健康被害者にかかる補償給付、石綿健康被害者に対する救済給付等の経費 |
| 一般管理費 | 当機構の運営に要した費用、入居するビルに対する賃借料等の経費 |
| 財務費用 | 利息の支払等 |
| その他 | 雑損 |
| 運営費交付金収益等 | 国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識したものの、国・地方公共団体等からの補助金等 |
| 自己収入等 | 公害健康被害者に対する補償給付等に充てるため、ばい煙発生施設等設置者から徴収した収益、基金の運用による利息収入等 |
| 臨時損失 | 法令に基づく引当金等の繰入等 |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額 | 前中期目標期間の最後の事業年度の利益処分により、現中期目標期間に繰り越すこととされた積立金のうち、当期に取り崩した額 |
| 純資産変動計算書 | |
| 当期末残高 | 貸借対照表の純資産の部に記載されている残高 |
| その他 | 民間等出えん金の受入、前中期目標期間繰越積立金取崩額 |
| キャッシュ・フロー計算書 | |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | 通常業務の実施にかかる資金の状態を表し、補償給付費等に充てるための収入及び支出、人件費支出等 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動にかかる資金の状態を表し、有価証券の取得・売却による収入・支出 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | リースにかかる債務の支払等 |

組織概要

(2023年3月31日現在)

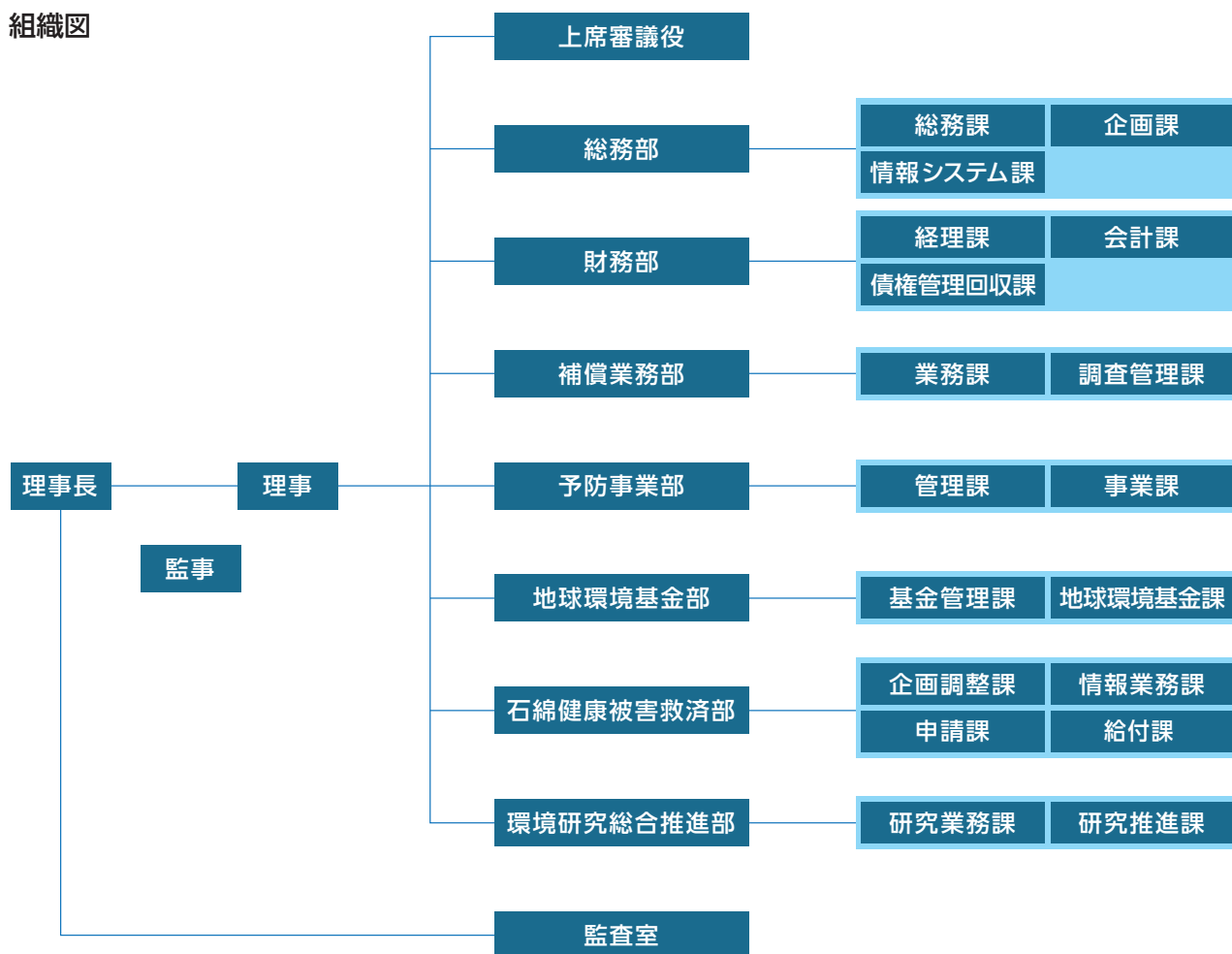
設立にかかる根拠法

独立行政法人環境再生保全機構法

主務大臣

| | 業務内容 | 主務大臣 |
|---|--------------------------------|----------------------------|
| 1 | 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務 | 環境大臣 |
| 2 | 民間団体による環境保全活動の支援業務及びこれらに附随する業務 | 農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣 |
| 3 | 2の業務以外の業務 | 環境大臣 |
| 4 | 機構法の附則に掲げる債権の管理・回収等の業務 | 環境大臣 |

組織図



事務所所在地

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番ミュージアム川崎セントラルタワー 8F,9F



その他公表資料との関係の説明

パンフレット・定期刊行物



業務案内パンフレット
ERCA業務内容の紹介



予防事業だより
公害健康被害予防事業の関係者の方々に対する予防事業の実施状況の報告



すこやかライフ
ぜん息とCOPDのための生活情報誌



石綿<アスベスト>健康被害救済給付のしくみ
救済制度の手続きや給付の内容の紹介



石綿と健康被害 (パンフレット)
石綿の特徴や関連疾患等について詳しく解説



地球環境基金便り
地球環境基金の活動報告、寄付者情報、その他お知らせ



地球環境基金レポート
1年間の地球環境基金業務の実績を分かりやすく報告



地球環境基金活動報告集
助成を行った団体の活動成果及び地球環境基金の活動実績



情報誌全国ユース環境ネットワーク
全国ユース環境活動発表大会や協賛企業の環境への取り組み等の紹介



環境研究総合推進費パンフレット
環境研究総合推進費の研究領域、課題事例、公募等の紹介

ウェブサイト・ソーシャルメディア



ERCA ホームページ
<https://www.erca.go.jp>



YouTube 公式動画チャンネル
<https://www.youtube.com/user/ercachannel>

Instagram



地球環境基金
erca_kikin

Twitter



予防事業
@ ERCA_yobou



地球環境基金
@ ERCA_kikin



環境研究総合推進費
@ERCA_suishinhi

Facebook



環境再生保全機構
@ ERCA.jp



地球環境基金
@ JFGE.erca.jp



UD FONT

●より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮したユニバーサルデザインフォントを採用しています。